ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター 第59号 2019年6月

HEADLINE

本号では、連携企画「アジアのための国際協力in法分野2018」として、当財団が法務省 法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国 際教育協力研究センターと共催して慶應義塾大学三田キャンパス南館地下4階ディスタン スラーニング室で2018年12月8日に開催した「法整備支援シンポジウム」を取り上げました。 シンポジウムでは、第1部では研究発表、第2部では全体討論が行われました。

(目次) 開会挨拶 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘
1. 第1部 研究発表 「アジア諸国における司法アクセスの現状について」
「コートジボワール共和国における法整備支援:司法アドバイザーの活動と司法アクセス 改善支援について~SDGs16.3項の実現に向けた経験共有の可能性~」 10 前在コートジボワールJICA長期派遣専門家(司法アドバイザー)、弁護士 原 若葉
「カンボジアにおける法律扶助について」
「ベトナムの司法制度について」
「日本における外国人労働者の権利について」
「社会包摂をはかる『架橋型』法の教育の挑戦」
第2部 全体討論
総括コメント 法務省法務総合研究所国際協力部教官、検事 前田 澄子
閉会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター事務局次長 戸上 浩一 40

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2018」法整備支援シンポジウム2018

日時:2018年12月8日(十)13:00~17:30

会場:慶應義塾大学三田キャンパス 南館地下4階ディスタンスラーニング室

(司会) 連携企画「アジアのための国際協力in法分野2018」法整備支援シンポジウムを開催させていただきます。まず、慶應義塾大学大学院法務研究科・松尾弘先生よりご挨拶いただきます。

開会挨拶

松尾 弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授、慶應グローバル法研究所(KEIGLAD)所長)

法整備支援シンポジウムの沿革

皆さん、こんにちは、今日は土曜であるにもかかわらず、おいでくださいましてありがとうございました。今年は法務省法務総合研究所で始まったキックオフセミナーを皮切りに、8月の名古屋大学でのサマースクールを経て、今日の法整備支援シンポジウムが連携企画の第3弾となりました。

この連携企画は今年、記念すべき10周年を迎えました。第1回は2009年に「私たちの法整備支援」として政策研究大学院大学で、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長(現・ICC判事)の声掛けで、多くの人に法整備支援の活動を知ってもらい、一緒に考えてもらおうという企画がスタートしました。その後、テーマや参加者の拡大を図りつつ、途中、「アジアのための国際協力in法分野」を行ったあたりから、名古屋大学、法務省法務総合研究所国際協力部、慶應大学を中心に、神戸大学、早稲田大学、中央大学なども一緒に、実務と学校をつなぎながら法整備支援を考える連携企画になり、今日に至っています。

法整備支援と社会包摂活動

今年のテーマは、「法整備支援と社会包摂活動(Regal Assistance through Social Inclusion)」です。「社会包摂」は、最近いろいろな分野で聞くようになった言葉ですが、元々の言葉は「Inclusive」です。「含む」「包括的」という言葉として使われていますが、単に「含む」というよりは、「みんなが参加する」という、もう少し主体的な意味を持っているのではないかと思います。これは司法制度への多くの人のアクセスという文脈に限ったものではなく、社会福祉や、さまざまな能力の活用、例えば演劇分野の知識や文化の普及など、いろいろなところで語られています。しかも、多くの人に知ってもらうだけでなく、参加してもらうというコンセプトを持った言葉だと理解しています。

そういう観点から、法整備支援についてもInclusiveなもの、全市民参画的なものに拡大していくにはどうすればいいかを一緒に考えてみるということをテーマに掲げました。今日はそういう観点からいろいろなご報告を頂きたいと思っています。

国連による持続可能な開発目標(SDGs)

「包摂的(Inclusive)」という言葉は決して新しい言葉ではないのですが、とりわけ、現在の私たちのグローバルな視点からの共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の中にもこれが明確にうたわれています。目標16には、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進」するとあります。包摂的な社会と、それに至る手段としてのあらゆるレベルでの包摂的な制度を構築していくということです。少し言葉としては難しいですが、それを達成する手掛かりになるようなターゲットが幾つか入っており、このターゲットが達成されているかどうかを測る指標としてindicatorが入っています。ターゲット16.3として、国際的にも国内的にも全ての人々に平等な司法へのアクセスを提供するということが書かれています。また、16.7には、あらゆるレベルで包摂的な意思決定を確保するということが書

かれています。こちらはより積極的な意味を持っていて、国家的な意思決定、あるいは地方公共団体や会社、NGOなど、自分たちの組織内における意思決定において、年齢や性別や民族を問わず、いろいろな人が参加して自分たちで決めていく仕組みを作っていくことが大事だということが強調されています。日常生活でこれをいつも目にする状況には必ずしもなっていないかもしれませんが、意識するに値することであろうと思っています。

法整備支援と法技術支援

既にある法整備支援は法技術支援を中心としたものです。法律はかなり専門的な技術、知識に関わるものですから、法律を勉強した人が、例えば刑法、あるいは民法、行政法、競争法、知的財産法で非常に専門的な面で各国の法制度づくりに協力する。ただ、これは特に法整備支援の中で一つの核かもしれませんが、法整備とはもう少し広がりを持ったものであり、ルールを作るだけではなく、人材育成や普及も含んでいく。そういうことを通じて、司法アクセス、裁判所や法的な救済へのアクセスを拡大して、法による社会、法的救済が一般化する社会をつくっていくということです。

この橋渡しとして、多くの人たちを巻き込み、参加してもらうという視点が大事になります。これが社会包摂(Social Inclusion)の意味です。消費者も、労働者も、最近問題になっている外国人労働者も参加します。改正入管法が成立したばかりですが、これからは外国人労働者もますます増え、関わり方も多様になっていく中で、法的なアクセスの主体として考えていかないといけません。さらに学生もいれば、留学生、専門家、公務員、一般の労働者もいます。また、民族的なマイノリティもあれば、さまざまな意味での社会的なグループとしてのマイノリティもありますが、そういう人たち、あるいはそういう人たちと密接につながっている地域の住民などもいます。そういう観点から、より積極的参加を求めてこの法制度の整備に協力していかないと、司法アクセスを拡大し、法の支配が普及する社会は、そう簡単には実現できないのではないかと思います。

そのいろいろな関わり方としては、立法においても、例えば市民参加を得て法律制度を作ることが最近パブリックコメントなどでもよく行われていますし、あるいはルールづくりは国の法律だけではなく、例えばサービスや製品、企画、競争ルールについても言えますが、最近、関係官庁や企業でルール形成ということが問題になっています。人材育成に関しては、法曹教育の充実化ということで、例えば現役の人はもちろん、リタイアした方も含めて、こういう活動にどんどん参加してもらう。そういう経験が必要だという形の参加も増えています。法学教育では学生同士の国際交流によって法律の知識を深めるチャンスも非常に広がっているし、大事だと思います。自分の国の法律を勉強することも大事ですが、他の国の法律や法学教育のやり方などと比較すると非常に得られるものがあり、自分の国の法律の勉強も深まるという効果があります。しかし、あまりこれも意識されていません。法学教育よりももう少し広く、いわゆる法教育として、法務省を中心に小・中・高の段階から法的な知識や経験を広めることも行われています。それも非常に大事です。

また、NGOや地域コミュニティが主体になって、住民、とりわけ外国人とのコミュニケーションを図ることは、実は外国人労働者の問題を解決するために、地道だけれども大事になっており、こういう形の参加も大事です。また、学生の中では、一つの学問分野として法整備支援を考えてその方法論を突き詰めるという関わり方もあるでしょう。

法制度整備支援が目指すもの

ただ、法律制度ができ、法曹人材を育成するというのは一つの面にすぎず、それがさらに実質化していくためには、やはりどうしても今挙げたような多くの方たちの参加が必要です。そして司法アクセスが充実していくことによって、実態としての法の支配の空間がだんだん大きくなっていくことがわれわれの理想です。これを、法の支配ユビキタスと呼んでいるわけです。絵に描くと大変美しく簡単なのですが、これは結構大変です。

では、今まで話した話は一体どこの国が対象か、皆さんイメージをお持ちでしょうか。

日本の法整備支援の対象国をイメージしていた方もいらっしゃるかもしれませんが、同じ話は日本自身についても言えることです。ですから、日本の経験やその問題を法整備支援の対象国に反映させながら、お互いを鏡としながらやっていくことが大事です。他の国の出来事にも無関心ではいられないのです。

カンボジアへの法整備支援と民主化の動向

2017年、カンボジアの最大野党の党首ケム・ソカ氏が逮捕されるという事件が起こりました。その後に、フン・セン首相がこの最大野党の解党命令を最高裁に申し立て、それが認められて解党となりました。その直後に上院議員選挙があり、全改選議席を与党の自民党が占めました。そして2018年7月には下院選挙があり、125議席全てを人民党が占めました。そういうことが整った後に、9月に逮捕されたケム・ソカ氏が釈放され、解党された政党の活動を再び認めてやろうかという状況になっています。

法整備支援を20年以上続けてきたカンボジアで民主化が進み、法の支配が進み、だんだん良くなっていくことをわれわれは期待しているのですが、一瞬、逆行するような現象も起こっているのはなぜでしょうか。法整備支援をすれば世の中は順調に発展していくという簡単なものではないことが非常に意識されるわけです。日本国内でも、いろいろな問題があって、類似の経験をすることもあります。そういうときに、われわれはどういう態度で臨むべきか。私も法整備支援にもう20年近く携わってきましたけれども、難しいなと思うのです。映画『男はつらいよ』の主題歌に、「奮闘努力の甲斐も無く 今日も涙の陽が落ちる」とありますが、まさにその心境で、法整備支援では、これをエンディングテーマとしてみんなで歌って終わるという気持ちになることがあるのですが、むしろそこからが出発なのです。これを踏まえてどうするのかということを、ぜひ今日のテーマとしたいと思います。とても簡単に答えが出せるような話ではありませんけれども、今日はいろいろな参加者の方が来てくださいましたので、この会議自体も全員参加で、コメントや質問も頂きながら進めていきたいと思います。ぜひリラックスして楽しい午後のひとときを過ごしていただければと思います。

(司会) ありがとうございました。

それでは、第1部を始めさせていただきます。最初の研究発表は、慶應義塾大学法学部法律学科、松尾研究会による「アジア諸国における司法アクセスの現状について」です。よろしくお願いいたします。

1. 第1部 研究発表

「アジア諸国における司法アクセスの現状について」 直井彩、秋山玲央、大八木菜月、相馬一輝、佐々木良輔、宇野瑛記 (慶應義塾大学法学部)

(直井) あらゆる社会では紛争が起こります。ここ日本でも、世界中のどの社会でも、それは同様です。では、紛争が発生したらどのようにして解決するでしょうか。私たちは、主に二つの方法があると考えました。一つは、国家権力による司法という方法です。これには裁判所などが含まれます。もう一つは、東南アジア諸国に特に顕著である地域コミュニティにおける紛争解決で、長老に相談し、紛争を解決へと導いてもらうというものです。それをここでは非司法と呼びます。司法を取るにしても、非司法を取るにしても、ゴールは同じ紛争解決です。世界の多くの国では、裁判所という司法が紛争解決の手段となっていますが、どの国でもこの司法アクセスが確保されているわけではありません。このプレゼンでは、司法アクセスの現状を共有した上で、非司法による紛争解決の可能性と、法曹養成教育の改善などによる司法による紛争解決の可能性を検討します。

司法アクセスの現状

早速、司法アクセスの現状について見ていきましょう。人口10万人当たりの法曹数は、ラオス、カンボジア、どちらもあまり多いとは言えません。ラオスは弁護士人口が極端に少なく、2016年時点で10万人当たり2.88人です。一方でカンボジアは裁判官や検察官の人数がとても少なく、また紛争の未処理件数が多いことから、紛争処理が間に合っていない可能性が推測できます。

続いて、司法の質について、世界銀行のガバナンス指数、Transparency International (TI) の汚職認識指数、World Justice Projectの法の支配指標を分析すると、ラオスは近年向上傾向にあるのに対して、カンボジアは低迷している傾向があります。

以上により、裁判所が遠い、判決執行力に不安、弁護士が少ない・高額、汚職のリスク、 紛争処理が遅いという五つの問題点があると考えられます。この問題点にどのように対応 できるのでしょうか。

非司法による紛争解決

(相馬) 司法を利用しないのは非司法があるからということなのですが、ラオスとカンボジアの例を取って検討していきたいと思います。

ラオスの非司法

ラオスに存在する非司法として、Neoy Gai Geer (Village Mediation Committee) があります。これはラオス司法省管轄のものであり、公認のものです。ラオスにおける最初の行政体でもある村に備えてある紛争解決機構であり、主にターゲットとしているのは、いわゆる軽犯罪で、殺人などの重い刑事分野は守備範囲にしていません。Neoy Gai Geerは、村長、村の長老、女性同盟の代表者、青年同盟の代表者、軍、警察、調停者の7名から成ります。ただし、このNeoy Gai Geerを利用するには、伝統的に、親、親戚・親族、長老、村長を経て、最終的に公式的な紛争解決機関であるNeoy Gai Geerに訴えるという流れになっています。このように、Neoy Gai Geerは国民にとって非常に身近な法的紛争解決機関であるという点で、正規の裁判制度が用いられない原因となっている可能性があります。

Neoy Gai Geerと正規の裁判制度を比較してみると、四つのポイントでNeoy Gai Geerに利があると分かります。一つ目は、金銭面での点です。正規の裁判制度はNeoy Gai Geerの利用に比べて莫大な金額が掛かります。二つ目は物理的な距離の近さです。Neoy Gai Geerが各村にあるのに対し、裁判所は大きな行政機関に一つあるなど、赴くのに金銭的にも時間的にも制約があります。三つ目は、そもそもの認知度の高さです。この点でもNeoy Gai Geerに歩があります。最後は、ラオス政府自体がこのNeoy Gai Geerに対してかなり大きな期待、信頼を寄せているということです。これが正規の裁判制度の普及における最も大きな障壁ではないかと考えます。Neoy Gai Geerを用いて紛争解決を行った結果、調停不能のケースを出さなかった村は、ラオス政府によりケース・フリー・ヴィレッジとして表彰され、改善補助金が給付されます。当然、各村は恐らくこちらによる解決に力を入れるのですが、そのせいで恣意的な解決や無理矢理な解決になり、調停不能になって裁判所に持ち込むことはなるべく避けようとします。正規の裁判制度に行かないような心理をつくり出している点で、正規の裁判制度の普及の障壁ではないかと分析しています。

カンボジアの非司法

(佐々木) 次に、カンボジアについてです。カンボジアの地方行政は、上から、州、郡、行政区、村の四つの単位で構成されています。このうち州、郡、行政区までが法律によって規定されている単位であり、村は法律によって規定されていません。従って、村のコミュニティによる紛争解決は、法律によってその役割を規定されていないと言えると思います。

村で紛争が起こった場合、まず当事者双方が調停者を選出します。2名の調停者が最初に 調停を執り行い、調停者が必要だと考えた場合には、村の長老や親族などを呼んで、村の 中で「特別法廷」を開催します。この二つのステップで紛争が解決しない場合には、国の司法制度の利用が実際上多くなっています。

国の司法制度を使う際の選択肢としては、州裁判所や行政区警察による司法的解決と、 行政区や郡における政府役人に調停を執り行ってもらうという二つの選択肢があります。 村のコミュニティによる紛争解決は法律によって規定されていませんので、それを飛ばし て司法手段を使うことは可能ですが、そのようなことをする住民は非常に少ないです。発 生した紛争のうちのほとんどは村の中の調停もしくは特別法廷で解決しており、国の役人 や州裁判所で解決する議案はごくわずかです。そのごくわずかな事案のうち、多いものが 土地紛争および暴力の絡む刑事事件です。土地紛争の中でも、コミュニティ外部者のビジ ネスパーソンなどとの間での紛争が、コミュニティ以外の行政区や郡の州裁判所などで解 決されている現状です。

以上を踏まえて、私たちが対象としたのはMondulkiriとRatanakiriという州です。これらは 原住民が少し多い州であり、村の伝統的なやり方に従う傾向があるのは否めないのですが、 なぜ非司法が選ばれるのか、その理由を三つ挙げます。

一つ目です。村の中のコミュニティによる紛争解決は「修復的正義」に基づいています。 修復的正義とは、紛争解決後の当事者双方の関係修復に重きを置いた正義感で、村のよう なお互いの顔が常に見えるようなコミュニティにおいては、こういった正義感に基づいた 紛争解決プロセスの方が適していると考えられます。 具体的な例としては、友人や家族を 含めた補償額や罰金の決定、合意成立後に当事者双方で和解のためのセレモニーを執り行 うなどです。

二つ目は、国の司法への信頼低下です。対象とした2州で行われた住人に対するインタビューでは、国の汚職や腐敗に対する懸念等が強調されています。

三つ目が、時間とコストの問題で、弁護士費用や町に行く際の交通費などが大きな障壁となります。国の司法制度を直接使うことは可能ですが、コミュニティの中の社会的圧力や人間関係などもコストとしての考慮要素に入ってくるのではないかと思います。

司法による紛争解決

(大八木) 非司法を使う積極的理由としては、非司法にアクセスしやすいということ、 そして消極的理由としては、司法にアクセスしづらいからということが挙げられます。そ こから分かるとおり、非司法の普及がすなわち司法アクセスの減退につながるとは必ずし も言えません。そこで、司法の課題について探っていきたいと思います。

ラオスの司法

まず、ラオスの司法が抱えている問題について、条文解釈権の所在と法曹養成制度の2点をお話しします。

憲法53条で規定されているとおり、条文解釈権の所在は国民議会にあります。ところが、 実際に判断を下しているのは裁判所であり、国民議会と裁判所の二者の間で条文解釈に対 する矛盾が生じてしまっています。

次に、法曹養成制度についてです。以前は法曹三者が別々に法曹を育成しており、法曹間で法の解釈に対する矛盾が生じてしまっていました。そこで2012年2月、ラオスの司法関係者を日本に招いて日本の法曹養成制度を紹介するプログラムがJICA主催で行われました。これを受けて、2012年12月に司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の三者の間で合意書が交わされ、法曹一元養成が行われることが確定しました。この事業の一環として、2015年1月に司法研修所(後の国立司法研修所)が設立されることになりました。

国立司法研究所設立後の養成プロセスとしては、法曹希望者は、まず国立司法研修所に 入所して約1年間の研修を経た後に卒業試験に合格し、その後、各実務機関で養成される形 に変更されました。これによって、より統一的な法曹としての知識を身に着けられるよう になったと考えられます。加えて、大学等の研究機関において、体験的な法理論の習得よ りも知識の植え付けに重点を置いた教育内容が出されているという指摘があるとおり、法 曹養成制度のみならず、法曹の教育内容も改善が求められています。

では、これらの課題点を改善するにはどのようにすればよいのでしょうか。まず、条文解釈の統一では、司法の紛争解決の情報公開と司法権の独立の確保が考えられます。現在、ラオスでは司法に関する情報公開は行われていませんが、同じく立法機関が法解釈権を持つベトナムでは判例公開がされています。

司法権の独立の確保に関しては、2003年の憲法改正によって、司法省から最高人民裁判所に司法行政権が移管し、民事訴訟法において確定判決のやり直しを命じる監督審制度が規定されていたのですが、これが2004年の改正によって廃止されて、上告制度が導入されたことなどから伺えるように、着実に制度改革がなされています。

法教育内容が知識の植え付けに重点が置かれている理由としては、国会が条文解釈を握っていることが挙げられます。そこで、法教育内容の改善には、司法権の独立と司法の情報公開が不可欠だと思われます。また、法教育内容の研究が進めば、司法の紛争解決の情報公開等も推進されると考えられます。三者が相互に影響し合って問題が解決されていくことが期待されています。

カンボジアの司法

(宇野) 次は、カンボジアでの紛争解決の現状と課題です。カンボジアは1953年にフランスから独立してカンボジア王国となりました。1975年の共産主義を目指すポル・ポト政権下での大量虐殺で多くの知識人やエリート層の命が失われ、法曹人口も10人ほどに激減しました。その後、内戦が続きましたが、1990年代以降の日本を含む外国や国際機関による法整備支援で、近年、着実に法制度が構築されてきました。しかしながら、司法の深刻な汚職が指摘されるなど、いまだ法の運用が不安定です。

具体的な課題は二つあると考えました。一つ目に、司法の汚職、二つ目に法曹養成機関の持続可能な運営がなされていないことです。

まず、司法の汚職です。TIの汚職認識指標によると、180カ国中161位というカンボジアの現状があり、カンボジアはASEAN加盟国で3年連続最下位でした。加えて、最も私益のための不適切な金銭の授受が裁判官、検察官、弁護士に支払われているという国の調査があります。この現状を踏まえて、政府は運用面での安定性向上のため、反汚職法を施行しました。同法に基づき、反汚職機関として国家反汚職評議会と反汚職ユニットが設立され、評議会は汚職抑制策の策定と反汚職ユニットの監督を、ユニットは汚職法令の施行と具体的反汚職計画の策定・実行を主な任務として活動しています。彼らは行政職員に加えて、裁判官および検察官も監督対象としています。さまざまな課題がある中で、汚職の動機を研究し、汚職が起きにくい体制を構築することにさらなる注力が求められます。具体的には、カンボジアの法曹は中流階層と同等の給料またはそれ未満しか支払われていないという待遇の悪さも司法を汚職に引き込む一因と言えます。

続いて、法曹養成制度です。カンボジアには王立裁判官検察官養成校(RSJP)と弁護士養成校(LTC)という二つの法曹養成機関があります。それぞれ年間約50名が卒業しています。司法機関の効率的運用や国民の司法アクセス確保のためには、持続可能な法曹養成機関の運用が必然です。具体的な取り組みとして、2005年から2010年にかけて二つのプロジェクトにJICAが取り組みました。日本の専門職員も含め、ノウハウを生かし、常勤教官を確保し、財務能力と教授能力を持つ教官の確保や教材の改善がなされました。JICAの報告書によれば、教官候補生の教授能力は着実に向上しており、自律的に法曹を養成する体制が整いつつあるとのことです。しかしわれわれは、教官らの経済的インセンティブが低く、講義メモの作成や教材作成などの活動への参加がなかなか難しいのではないかと考えています。

司法・非司法 それぞれの可能性

(秋山) カンボジアおよびラオスにおいては、紛争解決のために裁判所があまり利用されていないのではないか、その理由は非司法という手段があるからではないかということをまず検討しました。非司法という手段は確かに存在して広く利用されており、安い、物理的に近い、そして人間関係の修復が図れるような紛争解決が期待でき、また地方自治を促進しうる等の有効な点があり、村社会における紛争解決の方法としては有用なのではないかということが分かりました。しかし、困難な事案に対応できるのか、恣意的な判断を招くのではないか、曖昧な結論に終始してしまうのではないかという懸念もあります。ですので、非司法がいくら普及しているからといって、これに頼っていていいということではありません。一方で、司法では、統一的な紛争解決を図ることができる、人権保障を法的に図ることができるという利点がある一方で、汚職がまん延してしまっていたり、条文解釈が統一されていないために法運用の安定性が損なわれていたりといった懸念があります。どちらも紛争解決のために必要という前提で、それぞれどのようにしたらいいのかをまとめます。

非司法については、問題点がある一方で、利点も数多くあります。2018年5月にベトナムで首相令が出され、国家全体の法律や社会倫理に反する慣習は規制し、一方で、それ以外の慣習や非司法的な手段は保護していこうという指針が示されました。このように、どのような非司法を守り、どのような非司法を矯正していくのかを判断して取捨選択した上で、非司法を生かしていくことで、非司法と司法を近づけていくこともできるのではないかと考えられます。

司法にも、汚職等の問題がある一方で、統一的な解決を図ることができるという利点があります。ラオスにおいては、司法の独立を図る体制の構築、一貫的な法曹養成の制度の構築が現在進行しています。ベトナムやカンボジアにおいては、凡例公開を軸とした司法の情報公開が現在進んでいます。こうして条文解釈権が司法に統一的に委ねられることによって、解釈の統一が図れるでしょう。それに加えて情報公開が進めば、学会における条文解釈を学問として研究する方が進展することも期待でき、ひいては国民の法に条文解釈の権限が近づいていくことも期待できるのではないかと考えています。

汚職については、この発表ではカンボジアを取り上げましたが、カンボジアのみならず多くの発展途上国と呼ばれる地域でいまだに重要な課題として検討されています。公務員等の給与が少ないことも重要な問題だと思うのですが、給与を上げるということは、その国の経済事情や政治事情に大きく左右され、すぐにできるものではありません。むしろ、法解釈を統一することで汚職等のイリーガルなことをする余地を狭めていく、解釈を国民に周知させることで国民の関心を強くしていく、汚職に対抗している民間勢力(弁護士会等)を育てていくといったことによって、汚職を取り締まるのではなく、汚職が起きにくい環境をつくることが重要です。いずれにしろ、これらの対策には法曹養成と情報公開が必須であろうと考えられます。

質疑応答

(司会) ありがとうございました。これより質疑応答の時間とさせていただきます。

(國分) 名古屋大学の國分と申します。最初の方で、腐敗や法の支配の指標などが出てきて、基本的には非司法と司法についてという感じなのかなと受け止めたのですが、ラオスは割と上昇傾向、カンボジアは低迷傾向という話でした。一方で、地域司法においては、ラオスについても司法の方に行かずに非司法でよく行われていて、それが金銭的な問題や調停がうまくいくと報奨がもらえるので、調停がうまくまとまるようにという方向性に行ってしまうという問題が出ていたと思います。そのあたりを考えると、そもそも法の支配の指標はどの程度、実際に役立つのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、ラオスの問題を考えてみた場合に、非司法から司法に行くように仕向けるというのが今日のご発表の主たる意図の中にあったのかどうか、あるいは、非司法の部分をもう少しうまく機能させるための知恵等があれば、お聞かせいただければと思います。

- (秋山) 最初のご質問にあった幾つかのデータについてですが、これらのデータは全てこのわれわれのプレゼンで行った司法についてのデータです。ラオスが近年向上傾向にあるというのは、ラオスのみで見た場合に年々上がっているということであって、他国と比較したときにラオスが優れているというわけではありません。
- (相馬) 二つ目のご質問は、ラオスにおけるVMCという制度が非司法の中で問題を収めようとしているのか、それとも、非司法から司法へつなぐための役割をしているのか、どちらの要素が強いのかというご質問でしょうか。
- (國分) 制度自体ではなくて、今日のご報告では、非司法から司法へという方向性を考えることが重要なポイントになるのかなと思ったのですが、実際のところは非司法で多く行われていて、ラオスの場合でいうと、ある意味、非司法に閉じこめられているような、政策的な配慮ももしかしたらあるのではないかという気がしたのです。そのあたりをどう解決するべきなのか、あるいは、それについてどうお考えなのかを教えていただければと思います。
- (相馬) ラオスに限った話でいえば、今回の発表の結論の中では司法、非司法、両方という欲張りな感じになっているのですが、非司法から司法に仕向けるというのがあるべき 方向性ではないかと考えています。
- (佐々木) 質問に対する回答になっているかどうか分かりませんが、私が担当したカンボジアに関して述べさせていただきます。制度上、非司法の中に閉じこめるといったものを意図したような制度設計にはなっていないのではないかと思っています。カンボジアの例でいいますと、調停者のみによる解決と特別法廷による解決が村コミュニティの中で行われているプロセスで、ここを飛ばして国の司法制度を使うことは法律上は可能にはなっていますが、なぜすっ飛ばしてはいけないかというと、国の司法制度を使えないようにしているのではなくて、実際上の時間やコストの問題等で非司法に頼らざるを得ないという状況があるのではないかと思います。非司法から司法へつなぐという例でいいますと、カンボジアの仕組みは、閉じこめるといったものではないだろうと考えます。
- (森永) 法務省の法総研国際協力部の森永です。先ほどのコストが掛かるという点ですが、私も調べたことはないのですけれども、どのぐらい差があるのかということは分かりますか。要するに、ある問題を解決してもらうときに、調停人のところに行くのと、正式司法を使った場合のコストの差額というあたりで何か分かっていることがあるのでしょうか。想像ですけれども、調停人にも謝礼を払ったり、後の儀式に結構お金が掛かったりということがあると思うのです。その実態がお分かりになるようでしたらお願いします。
- (佐々木) カンボジアの例でお答えいたします。金銭面のコストとしての定量的な額の違いは把握していないのですけれども、時間という観点でいいますと、州裁判所が警察を使った場合には時間が長くかかってしまいますし、もう一つの選択肢としての行政区および郡のレベルの役人による調停においても、かなり時間がかかるといわれています。特にこのレベルにおける役人は、そこの村の住民等の知り合いでもありませんし、慣習法等もあまり精通してはいないので、問題解決に非常に時間がかかってしまうという現状があり

ます。従って、時間という意味でのコストは、かなり大きな差があるのではないかと考えています。

(司会) では、時間の都合上、これにて質疑応答を終了させていただきます。

続きまして、前コートジボワールJICA長期派遣専門家(司法アドバイザー)で弁護士の原若葉さんによる発表です。テーマは、「コートジボワール共和国における法整備支援:司法アドバイザーの活動と司法アクセス改善支援について~SDGs16.3項の実現に向けた経験共有可能性~」です。よろしくお願いします。

「コートジボワール共和国における法整備支援:司法アドバイザーの活動と司法アクセス 改善支援について~SDGs16.3項の実現に向けた経験共有の可能性~」 原 若葉(前コートジボワールJICA長期派遣専門家(司法アドバイザー)、弁護士)

私がコートジボワールというアフリカの国でやってきた活動について、日本の法テラスのコールセンターを基にコールセンターを作ったことを中心にご紹介します。なお、今回、JICAから出版された『世界を変える日本式「法づくり」』という本を見て、これまでにJICAの法整備支援で途上国に派遣された専門家のうち私が唯一アフリカに行ったことから、お声かけ頂いたと伺っています。そこで、アフリカでの法整備支援について、また、コールセンターや司法アクセス改善のための情報提供サービスだけでなく、私が司法アドバイザーという立場で送られたミッションを二つともお話しして、網羅的に論点をカバーしたいと思います。

コートジボワールの概要

コートジボワールがどこにあるのかすぐに分かる方はほとんどいないと思いますが、ガーナの隣で、西アフリカといわれているところ、フランス語圏です。昔は「象牙海岸」の名前で知られ、カカオの輸出量が世界一です。日本は、隣のガーナと歴史的に関係が古いので、ガーナからばかりカカオを輸入するのですが、実はコートジボワールが世界一です。ここは肥沃な土地で、換金作物を植えれば生えるのです。ですから、プランテーションでお金がもうかる、それから人々には商売っ気がある。そういうところで、港があって、非常に栄えていました。特にカリスマティックな大統領が1960年の独立以来、何とかうまくやっていたのですけれども、その方が亡くなると内戦になってしまい、2011年の終わりぐらいまで続きました。

現地の様子

そのため、司法制度、裁判所の機能もばらばらになってしまうし、国中に一応裁判所があったのですけれども、アビジャンという街にほとんどの関係者が避難してしまったので、司法関係は機能しなくなってしまうという状況にありました。写真をご覧いただいていますが、これは司法省があった目抜き通りです。それから、地方の裁判所、そして私が付き合っていた関係者の面々です。この人たちのうちの9人は法務省のアジ研(国連アジア極東犯罪防止研修所)で研修を受けたことのある人たちで、委員会のメンバーになっていたのです。次は、コールセンターを作った民刑事局の局長と副局長です。副局長は典型的な地元の優秀なお嬢さんで、彼女もアジ研に研修に来ました。そして、私がいた司法省の風景です。

コートジボワールJICA長期派遣に至る経緯

自分のキャリアをお話ししますと、私は元々、渉外弁護士でした。渉外弁護士を13年やった後に外務省に2回勤めて、その後にJICAの仕事をさせていただきました。コートジボワールとの関係でどうしても申し上げなければならないのは、法テラスの部長を2年間務めた

ことです。この経験なくしてコートジボワールに行くことはなかったと思います。法テラスが今、日本の司法アクセスを担っている中心機関ですが、私はこの法テラスで、扶助(リーガル・エイド)と情報提供の責任者をしていました。

アフリカ・コートジボワールの法整備支援

なぜアフリカで法整備支援をするか。ご承知のとおり、これまでの日本のODAの法整備支援はほとんどがアジアを対象としています。アフリカへのODAによる支援をするには、支援方針の中に、アフリカで法整備支援を行う根拠が書かれてなければなりません。アフリカへの支援の方針は、アフリカ開発会議(TICAD)での決議によるのですが、2013年のTICADの会議で初めて支援の柱に「平和と安定」が入ったのです。

アフリカには55の国があり、支援するにも選択と集中が必要です。このときは五つの重点地域が選ばれ、その中の一つにコートジボワールが選ばれました。ポスト・コンフリクトのこの国の中で平和と安定を構築するためには、司法関係の改善が必要であろう、そのためには刑事司法の人材育成と司法アクセス改善をするのがいいだろうという判断がなされて、私が送られたという経緯です。ただ、理屈ではそうだろうと思っても、なかなか分かりづらいと思います。最近、今年のノーベル平和賞を受賞されたコンゴ民主共和国のムクウェゲ医師のドキュメンタリー映画を見る機会がありました。もしご興味のある方はぜひご覧になってみてください。コンゴ民主共和国の性暴力の実態だけではなく、不処罰とは何かということと、そういう絶望的な世界、社会において「ジャスティス」がどのぐらい重要かということがしみじみよく分かります。

アフリカの法整備支援を考えるという点で、私の結論から申し上げますと、アフリカでも日本の経験共有をベースとした法整備支援は十分やってゆけると思いました。ただ、もちろん、例えばフランスが旧宗主国だった国にフランスが支援するときには、歴史的経緯や経験値から、フランスならではの支援ができるのは当然のことです。また、フランスやアメリカは巨額の予算を持っています。しかし、そういう関係を持たないことの良さもあります。また、日本に対する漠然とした信頼感が非常に大きいと感じます。特に品質の良い日本製品がアンバサダーとなって、世界中で日本に対する信頼を醸成していると思います。いわば国際社会に対する責任として、それから、よく言われますけれども中国へのけん制としても、もちろんどの国にも全部とはいかないけれども、選択と集中に基づく適宜な支援の継続を行うといいのではないかと感じられました。先ほど申し上げた映画を見ると、世界で最も過酷な状況にある地域であることは間違いなく、そういうところに直接支援を行うというのも悪くないのではないかという気がします。

司法アドバイザーの二つのミッション

私のミッションの一つ目は、刑事司法分野の人材育成でした。なぜ刑事司法分野か。これも日本にいると大変分かりづらいのです。なぜなら、日本では刑事司法が機能しているからです。例えば、誰かが死体で発見されたといったニュースは先週も先々週もあったと思います。そうすると普通、警察が捜します。そして間もなく犯人とおぼしき方が逮捕されたりします。そうすると、その方はいつまでもずっと拘留されているのではなく、そのうちに刑事裁判があるし、裁判になれば粛々と裁判所で判断がなされて、それなりの判決が下されて執行されるというプロセスを、われわれは例えばテレビの報道などで日々みんな見ているのです。これが普通になっています。ですので、これがないということがどういうことかを実感するのはすごく難しいのですけれども、これがない社会を想像してみてください。

もう一つ、司法アクセス改善です。ここでの司法アクセスは、裁判所を中心とする狭義の司法アクセスに限ってお話ししますが、これも社会の安定のために必要な基本的な要素のひとつだということを日本で想像するのは難しい。日本では「訴えてやる!」というセリフがあると思います。このセリフがあるということは、訴える裁判所があって、裁判所

に訴えれば、きっと裁判官はそれなりの判決を下すだろうという期待があり、裁判所に行こうと思えば誰でも行けるということです。ただ、皆さんの中で裁判所に行って実際に当事者になった経験のある方はすごく少ないと思うのです。それは日本がアメリカのようないわゆる訴訟社会ではないからです。でも、法テラスがありますし、皆さんが本当に裁判に巻き込まれるような状況になったら、お金がなくても裁判所に行けて、弁護士を付けて最高裁まで行くことができる。そういう機能を今の日本のリーガル・エイドは持っています。

では、私が専門家として何をしたか。司法アクセス改善のためにコールセンターを作りました。なぜコールセンターか。初めからコールセンターを作ってくれという要望が司法省からあったのです。実際どんなものを作ったかをここでご紹介したいと思います。

コールセンターALLO JUSTICEのスタート

ご覧いただいているのは現地の国営放送の8時のニュースのVTRです。国民の半分以上が見ています。現地にできたコールセンターの開所の様子が報道されています。オペレーターが2人います。この人たちは特に法律的なバックグラウンドを持っていません。でも、研修を行いました。スーパーバイザーは裁判所の書記官経験のある人です。画面に映っている日本人の方が大使、隣にいるのは司法大臣です。最後に電話番号が出てきますが、このように一瞬テレビに番号が出ただけで、次の日に25本電話が掛かってきました。そんなふうにこのコールセンターはスタートしました。

元になった日本のコールセンター

この元になったのが法テラスのコールセンターです。法テラスのコールセンターにはオペレーターが90人ぐらいいて、配置される最大の人数が約60人です。経験上、1日約1000件掛かってきます。オペレーターが回答するのに、日本の場合は5000間ぐらいのQ&Aを作っていまして、平日は朝9時から夜の9時まで受付けています。コールセンターが行っているのは、法律相談ではなく、電話を受けるのは弁護士ではありません。プロが対応する法律相談の一段階手前の情報提供をしています。

実は、日本は司法アクセスに関してはそんなに先進国ではないのです。世界で一番進んでいるのがイギリスです。イギリスとアメリカにいろいろなリーガル・エイドの歴史があり、コールセンターに限っていえばアメリカとオーストラリアとフィンランドを参考にしたと聞いています。法テラスのシステム自体はイギリスと韓国を参考にしたと聞いています。要するに日本の場合は、全部日本のオリジナルなのではなくて、司法アクセスの制度についても、アメリカやヨーロッパの経験を基に日本なりにアレンジして取り込んでいます。

コートジボワールにおける司法アクセスとコールセンターの必要性

コートジボワールはどんな司法アクセスの状況にあるか。先にカンボジアとラオスのご紹介がありました。コートジボワールでも、状況はそこまでよろしくないのですけれども、何もないわけではなくて一応司法制度はあるのです。ただ、圧倒的に駄目なのが弁護士の数と偏りです。人口が大体日本の4分の1ですけれども、弁護士は1000人おらず、ほぼ全員が東京のような国で一番の大都市にいます。

では、どのようにコールセンターの計画がスタートしたか。まずは、様々な関係者にインタビューをしたところ、ほぼ全員がコールセンターを作るというアイデアに賛同し、これに異を唱える人はいませんでした。また、いわゆる一般の方にもニーズ調査のインタビューをしました。その結果、みんな法律的な問題を抱えていたのです。例えば、家族の問題や土地争い、何かを盗まれた、だまされた、解雇されたなど、いろいろな問題があります。しかし、そもそもそういう問題が法律問題であるということに気が付いていない人がほとんどだということが分かりました。そして、一般市民の方は弁護士に相談しない、裁

判所に行かないのです。遠すぎる、お金がない、裁判所は怖い、といったことが障害になっています。他方で、今、アフリカでは爆発的に電話が普及しており、農村部でも全員が携帯電話を持っていると云ってよいほどです。また、電話はどこからでもかけられますので、全国で一つ、この司法省の中にコールセンターを作ればよくて、全国に相談所を作る必要もないわけです。結局これはやるしかないだろうということになりました。

コールセンターを構成するもの

コールセンターを作るためには、①電話機器とITのインフラ、②人材チームとワークフロー、③提供する法律情報の三つが必ず必要になります。そこで、これを整えました。全部、日本の法テラスの例をモデルにして現地にアダプトしています。

今日、法律情報のQ&Aを全部持ってきましたけれども、バインダー1冊分になるぐらいで、コートジボワールの場合は最終的に700間になりました。これで、よくある質問はほとんどカバーしている自信があるという内容です。ちなみに、日本では、よくある質問のトップ2が借金問題と家族の関係です。しかしコートジボワールでは、家族の問題は多いのに、借金の話がなぜかありません。その代わり、例えば、土地争いが社会問題になるほど深刻です。

コールセンターを作るだけではなく、先ほど申上げたコールセンターの三つの要素を維持することは、なかなか大変です。停電になると、まず電話は掛かりません。それから、運営チームが必要で、人繰りを常にうまく回さなければいけません。情報も常にアップデートしないといけません。

日本から派遣された専門家として、コールセンターができて一番良かった点を挙げるとすれば、司法省の手元に、コートジボワール現地におけるFAQを網羅した市民向けの情報コンテンツが1セット用意できたことです。この部分が、プロジェクトにおける最大のポイントです。

他方、情報のチャネルには必ず長所と短所があります。法テラスでもそうでしたけれども、利用者からは必ずクレームが来ます。コールセンターであれば、なぜ夜やってないのか、電話が掛からなかった、ウェブサイトに関しては、ネットがつながらなかった、私はパソコンを持っていないなどです。つまり、法律情報提供サービスについては、なるべくいろいろなチャネルを使う必要があるのです。

法律情報パンフレット

Q&A形式のコンテンツを使って、まずは、一番お手軽でクラシックなパンフレットを作りました。これも法テラスのものを参考にしました。8種類作り、紙媒体ならではの工夫もしました。

例えば土地法のパンフレットには漫画があって、「女でも土地が買えるのかしら」「もちろんよ」と言っているのです。 じっさい法律に書いてありますが、知らない人も多くいます。

また、家族法のパンフレットは、私の考えでは離婚のパンフレットを予定していたのです。けれども、表紙に離婚と書いてあったら、本当に離婚の問題を抱えている女の人は躊躇して手に取れないそうです。ですので、一番肝心な夫婦に関する情報の他に、相続などの一般的な情報を加えて手に取りやすくする工夫をしています。

犯罪被害者向けパンフレットには、現地スタッフのアイデアで「知っておくと役にたつ」というコーナーをつくり、ここに、例えば女性の保護の視点から知っておいてほしい犯罪類型をリストアップしました。それから、サイバー犯罪の説明があります。これはコートジボワールで社会問題になっているものです。

労働法のパンフットでは、男女平等対応が実現したので、それをかなり強調しています。

コールセンターに対する人々の反応

皆さんからの電話は、1年間に1700件ぐらい来ました。これは日本だったら2日で掛かってくる数だ、ともいえるのですけれども、現地の状況を考えると、そこそこ悪くないものです。初めの5カ月で826件、その後も減退もせずに上がってきていますから、こんなものかなと思っています。

先ほど申し上げたとおり、一般市民の方に、2015年10月の計画段階でインタビューをしています。そのとき「コールセンターを作ったら、利用しますか」という質問に対し、全員が「電話する」と言ったのです。そこで、コールセンターの開設後に、おかげさまでコールセンターができましたと報告する会合を開きました。すると、集まった人はまだ問題を抱えている様子で、「今ここで電話を掛けたい人はいますか」と訊ねたら、3人が手を挙げたため、本当に電話をかけてもらいました。そして感想を書いてもらったのです。現地の方はそんなにお世辞も言わないし、駄目なものは駄目だと言うので、1人ぐらいは批判的な意見を書くかと思っていたのですが、むしろ絶賛されて、みんな大喜びだったのです。

特にこの中の1人は、内戦のときから抱えていた問題について尋ねました。実はこの市民の皆さんは、平和構築のJICAのプロジェクトの住民委員会のメンバーでした。ヨプゴンという、内戦時に最も破壊されてコンフリクトがあった地域で、この人たちは地元の破壊された小学校を皆で協力しながら直すというプロジェクトに参加していたのです。ですので、実感としても、コールセンターが、わずかかもしれないけれども平和な社会の構築に貢献するのではないかという感じが得られた、と云ってよいと思います。

SDGs16.3との関係

SDGs16.3との関係では、現地で作ったコールセンターやパンフレットはまさに司法アクセスを改善するものだと思われますし、それだけではなく、例えばジェンダー平等など、SDGsの他の目標との関係でも実現に貢献しているといえます。

協力という関係では、先ほどアフリカでも日本式の法整備支援は可能と申し上げましたが、特に司法アクセスは、法制度や文化の違いを越えてベストプラクティスの共有が有効だと経験上申上げられると思います。そこで、引き続きコミュニケーション、フォローアップ、ネットワークづくりなどをやってゆけると良いのではないかと思っています。

その後の司法アクセス改善支援

最近の出来事として、2018年11月に日弁連が実施主体となって、「司法アクセス強化」というテーマでJICAの課題別研修が実施されました。これはコートジボワールの案件の直接の展開というわけではないのですが、6カ国から9人の各国の司法省の司法アクセス関係者がいらして、法テラスを見たり、コールセンターで私がコートジボワールで行った活動の紹介をしたりしており、今後同じように他の国と交流し、司法アクセス改善に役立てていくことができれば良いなと思っているところです。

以上、今お話しした中で、法整備支援の意味、アフリカで行う支援の意味、司法アクセス改善支援の具体例、支援は役に立ったか、これからどうしたらよいか、SDGsの意味等の論点について考える、このあたりの問題提起になればと思います。

質疑応答

(司会) 原先生、ありがとうございました。それでは、質疑応答に移ります。

(Q1) 私は三田で、法律ではなく経済の側から見ているということをご承知いただきたいのですけれども、アジア側の支援事業などもやっておりまして、関心があって来ました。前半部分については、先般、経済、企業の関係の人たちが日本に来て、コートジボワール、東アフリカの人たちも来てさかんにやっていく中で、やはり少し西アフリカのコートジボワールは弱いという感じがあったのです。先ほどのお話との関連で言うと、フランス語が基礎となっています。例えばルワンダやウガンダでは、成長率などを見ても今すごくうま

くいっているのですけれども、例えばフランス語と英語というルーツの違いがあるのか、 あるいは、昔内戦があったり独裁者がいたりしたけれども、そこから国全体が復活してく るというような違いがあるのか。大きな話になってしましますが、そういうというところ に関心があります。これが1点目です。

2点目は、法テラスの話もお聞きして非常に面白いと思ったのですけれども、先ほどの学生の皆さんのお話との関連で言うと、やはり法整備に対する信頼がどう醸成されていくか。要するに給料の安い人がどんどん不正をして誰も行かなくなるという悪循環がある中では、非常に好循環のきっかけになるのかと思ったのですが、単純な質問として、この後どうなっていくのか。例えば当事者が2人いて、事実は共有できていても、裁判で立証できない、あるいはいろいろ決まっても履行されない、履行されることが期待できないような世界であると、なかなか難しいと思うのです。法テラスがいいきっかけになって、どのように流れていくのでしょうか。

(原) まず私はアフリカ経済の専門でないので、すごく一般的なことしか申し上げられないのですけれども、西のコートジボワールがルワンダやウガンダとどう違うかというと、日本への情報がすごく少ないという印象が向こうにいてありました。とにかくアフリカの情報が日本にほとんど来ていないと思って間違いないと思います。例えば、私が滞在していた間に15~16人が殺されるテロ事件があり、ドイツの方などが亡くなられたのですけれども、多分、日本人が死ななかったからだと思いますが、日本にいて気が付いた人は私の昔の同僚1名だけで、家族も気が付きませんでした。日本語ではネットの記事が一つ上がっていたぐらいです。同じ規模の事件がもしヨーロッパであったら、あるいは日本人の観光客が行くようなところであったら、それは1面にまず間違いなく出たと思うのです。そのぐらい、本当に情報の遠さがあると思います。それから、フランス語圏と英語圏の商流、ビジネスについては、別途お話ししたいぐらいいろいろあります。私は向こうにいる間は、アフリカだけではなく、後ろにいる旧宗主国をはじめとするヨーロッパとアメリカを常に相手にしている感覚でした。だからやりがいもあり、面白かったです。

次の質問ですが、実は司法への信頼が失墜しているというので、コールセンターを作っても掛かってこないのではないかと、初めのころは少し思ったのです。でも、こうやって掛かってくるのです。それから、例えばヨプゴンの住民がその場で実際電話を掛けて、教えてもらって「ありがたい」と喜んでいるので、信頼はゼロではなく、これからやり方次第で回復し得るとは思いました。

また、汚職の関係ですけれども、実はいろいろな方にインタビューした中で、1人、私に、 もちろんコールセンターなど情報提供のサービスを日本がしてくれるというのはすごくい いし、ありがたいと思うけれども、汚職やグッドガバナンスの問題も実はあるよと言った 方がいらっしゃいました。それは、裁判所の周りにうろうろしている人たちがいて、袖の 下を少しやると判決書きがさっともらえるのです。それをやらないと、待てど暮らせど判 決がもらえなかったりします。そうすると、そのことを仲買人のように行う人たちがうろ うろしたりするのです。アメリカなどは、そういう人たちを撃退するプロジェクトをして いました。そのことを私に言ったのは、日本で言うと大阪高裁の所長くらいのイメージの 地方のメジャーな都市の裁判所所長で、でも、汚職は裁判所周辺ではあっても、裁判官、 検察官で私が付き合っていたような人たちの中にはあまりないのではないかという印象が ありました。なぜなら、研修所に入るのに袖の下が必要で、だから自分は入れないという 話を聞くことがあるのですけれども、もし袖の下で入った人だったら、レベルが低くてす ぐに分かると思うのです。そういう人はおらず、やはりそれなりに粒ぞろいだったので、 汚職は、全くないとはいいませんが、言われているより少ないかもしれないという印象は ありました。このあたりは、先ほどのカンボジアなどの皆さんと話したいと思ったところ です。

- (鈴木) 法務省法務総合研究所の鈴木と申します。普段、法整備支援業務に関わって、アジアの各国の支援をしています。アフリカでも法整備支援はいけるのではないかというお話で、アジアからアフリカなどに広がっていくのか、今後、法整備支援をすべきなのか、すごく個人的にも興味を持っています。先ほど、日本ならではの価値、旧宗主国ではない良さがあるというお話があったのですけれども、例えば旧宗主国に対してコートジボワールの方が何らか今思っている問題があるのか、あるいはそうではなくて、宗主国ではない日本の、むしろ積極的な何か動きがあるのかなど、その辺をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。
- (原) フランスが旧宗主国ですので、フランスとの関係は非常に強いわけです。フランス人もたくさんいるし、フランス製品があふれていますし、フランス人が普通に暮らせるような感じのところがあるのです。またアメリカも、歴史的経緯からだと思いますけれども、それから国の威信がかかっているのでしょうか、かなりの額の支援をしてくるのです。フランス人が幾ら支援しても、やはり少し上から目線というか、彼らが思い付くことの限界みたいなところはどうしてもあります。日本のわれわれには、フランスやアメリカの制度を参考にして自前でローカライズしてやってきたという経験がありますが、彼らには、そういう欧米系のものをローカライズしたという経験がないのです。だから、日本の明治維新のころにお抱え外国人の方がいらしてといったことをやっているようなものです。うまくお伝えできているか分からないのですけれども、いわゆる欧米人、白人ではないアジア人から言われた方がストンと落ちるというようなものは間違いなくあり、日本みたいな立場の国がうまく入ることで物事が前進するということもあると思いました。
- (司会) 時間の関係上、これにて質疑応答を終了させていただきます。原若葉先生、ありがとうございました。
- (司会) ありがとうございました。後ほど全体討論の時間もありますので、ぜひそちらでもご質問ください。

続いての発表です。「カンボジアにおける法律扶助について」、慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻、マオ・キンパフさんです。よろしくお願いします。

「カンボジアにおける法律扶助について」

Mao Kimpav (マオ・キンパフ (慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻)) Introduction

Today I am going to present about the impact of economic globalization by the focus on the indigenous people's rights in Cambodia. The primary purpose of this research is about the implementation of Free, Prior and Informed Consent principle to ensure the rights of indigenous peoples that impacted by the developmental projects and its activity in Cambodia as well as the obligation of Cambodia under the international law, specifically on the human rights law. The Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) means the consent from the indigenous people in the developments impacted to their community. This research is a part of my Master thesis.

I am just briefly about the rights of the indigenous peoples under international laws. Here you can see the Article 1 of the International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR) and International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (ICESCR). As well as in Article 27 of ICCPR that State shall not deny the rights of Ethnic and Minorities.

Also, the ILO Convention Number 169 has a particular focus on the indigenous peoples and tribe in independence country that state needs to ensure and take measure to protect the rights of indigenous peoples from the development that impacts to them.

Also, we have a linkage between the environment and indigenous people rights and human rights. There is a declaration on the human environment, called the Stockholm Declaration. It is the fundament principle between the environment and human right issue as well as the indigenous people's rights and environmental protection.

Another one is the Rio Declaration on Environment and Development that is the most focused sustainable developments as well as the environment. Here, they introduced the Environmental Impact Assessment (EIA) to the state to adopt in the domestic law, which includes the right to participation, consultation, and decision making in the process of EIA.

Another one is the Declaration of the Rights of Indigenous People in 2007. It is basically saying FPIC is a fundamental principle to ensure that the indigenous people's rights can be protected from the development impact. FPIC is the fundamental principle for protection. The constitution guarantees the rights of indigenous peoples in Cambodia. However, there are no distinguishing between indigenous people and ordinary people by the constitution. It mentioned only the term of a citizen. Therefore, it is equal treatment of the citizen in the constitution.

In the Article 31.1 of the Constitution, the state recognizes and respects of human rights as stipulated in the UN Charter, the Universal Declaration of Human Rights and other human rights treaties ratified and adopted by Cambodia.

In Article 31.2, the particular focus on equality before law and nondiscrimination regardless of their ethnic minority, religion, and so on.

The Law on Environmental and Natural Resource Management, the first law on managing of the natural resources, however, it is just a mention about environmental impact assessment, and it needs another regulation for implementation.

Also, the law related to indigenous peoples, specifically on land rights, by individual and communal land. It specified in the Land Law, 2001. This law almost abolished by the new civil code of Cambodia, but the part indigenous peoples rights still exists and enforceable.

The Law on Forestry in Cambodia recognized the forestry community of the indigenous peoples. Cambodia government has developed a National Policy on the Development of Indigenous Peoples in 2009. It focuses on the changing from the traditional practice of farming to the modern once rather than the protection of rights of indigenous peoples.

Moreover, we have the Sub-degree on EIA that in place in 1999 which require to conduct an environmental impact assessment. All the development projects need to undertake Environmental and Social Impact Assessment. The Social Impact Assessment is under the Socio-economic Impact Assessment element, which requires prior the government approve on the development project.

The last one, we have a draft Environmental and Natural Resource Management Code that includes FPIC of Indigenous Peoples as in article 17. Now, the draft code is in the 10th version at the early of this year. So, hopefully, the new mandate of the government will work on this issue and adopt the law soon. FPIC principle has been included since the 1st draft version of this code without any changes or amendment. Therefore, I believe that this one will be the fundamental principle in the code.

Before I move to Human Rights Treaties, I would like to call your attention to the word "Laws" meaning in Cambodia. The word "Laws" means national law and international law as a decision by the Constitutional Council, and it is the final binding. In the decision of the council interpreted that judge need take into consideration in applying laws in their judgment include national law and international law that ratified and adopted by Cambodia.

Cambodia is stated member of ICCPR and ICESCR as mentioned earlier and also International Covenant on Elimination of All Forms of Racial Discrimination (ICERD). Cambodian has voted in favor of the adoption of the Declaration of the Indigenous Peoples Rights. However, it has no legal binding for Cambodia to the declaration.

The World Bank measured more than 370 million indigenous peoples and living across 90 countries. They are living based on the natural resource for cultural practice and their well-being. That is why I write about the linkage between the environment and the human rights here because they rely on the environment than others. The number of indigenous peoples in Cambodia is about 1.34% of the total population of 14.8 million, and most of them are living in the northern part of the country. They live in the potential area for hydropower and mining. Also, most of hydropower project and mining company operates there. Therefore, there are the issue and violation of their rights.

Indigenous people's problems—I talk based on the Report of the Special Rapporteur about the Human Rights Situation in Cambodia. It found that the indigenous peoples are facing to lose their home, their land, and also the resources they rely on for their living. The right to participation, consultation, and decision making required in the impact assessment was not in practice properly, as well as the law itself was not clear enough for enforcement. Furthermore, the Free, Prior, and Informed Consent is not

yet recognized in the law.

The Implementation of FPIC under International Human Right Laws There is a clear connection between FPIC and Inherence Rights. Inherence rights here are referring to the right to self-determination, specifically to the indigenous peoples. The quote is derived from the UN Economic and Social Council, 1983. They implied that "self-determination rights, in its many forms. It is a basic pre-condition for indigenous peoples to be able to enjoy their fundamental rights and determine their future, while at the same time preserving, developing and passing on their specific ethnic identity to future generations." However, this kind of implied is not binding. Also, the human rights committee on Elimination of Racial Discrimination implied that "State needs to ensure that the indigenous people's informed consent is given, before making decisions that directly affect to their rights and interests." Also, Jame Anaya expressed on a report on the rights of indigenous peoples issue, and the International Law Association applied that the FPIC has the principle of Customary International Law. It does not adopt in the law as binding yet. Let me refer to the declaration of the indigenous people's rights.

In term of environmental impact assessment and social impact assessment, my study found that most of the countries required. SIA is not just the method of study; it is also compliance mechanisms with the regulations for the protection of human impact and harm that will effect during the project and after project. Also, the compliance with regulations is not just for national law but is also compliance with human rights standards for social impact assessment. Another one is Safeguard principle of the world financial institutions, World Bank and ADB, that has clearly emphasized in their safeguard policy for the client got a loan from them to need to ensure that they follow the safeguarding policy for a social impact assessment that includes the Free, Prior and Informed Consent in the impact assessment. They also need to respect the rights of the indigenous peoples.

As I mentioned, FPIC is required for social impact assessment.

Looking at the cooperation—I refer to the private sector, which has their business focus on mining and hydropower project. I found that the company has some commitment to Cooperate Social Responsibility (CSR) and human rights due diligence of the business and human rights. Some companies have specified the respect of indigenous people's rights and FPIC in their social impact assessment, and some just only specified in their CSR policy. Also, the Council of Mining that most of the large mining firms are members, they have a strong commitment to respecting indigenous people's rights and implied FPIC in their Social Impact Assessment as their assessment requirements. I also found that OECD Guidelines. The OCED Guidelines has a strong emphasizing on the human right due diligence for the enterprise to conduct and respect the guideline principle of human rights and other human right treaties.

Assessment on Application of FPIC in Cambodia

The rights guaranteed by constitution as I mentioned and other ratified human rights treaties, so they have right to ownership to the land for individual and communal which is the fundamental right to self- determination of them. Also, the right to participation, access to information, remedy, and consultation, and a decision is recognized. However, in practice, it is just for formative rather than implied in carrying of the assessment process. Also, the law on EIA—there is also a socio-economic impact assessment required, but there is no mention about the respecting of indigenous people's rights as well as the incorporate of FPIC in the impact assessment guideline. The last one, as I mentioned, the draft code; they have incorporated in the general provision and general principle of indigenous people's rights in the code.

In the case of cooperation that conducts business in Cambodia like mining and hydropower company, the current mining companies are from Australia, India, Singapore, Canada, Malaysia, and China. They have started to extract and exploring mine in Cambodia, and these companies contributed impact to the indigenous people's rights. One large firm from India is starting extraction of the mining in Cambodia, but the environmental impact assessment report was not accessible by the public. Therefore, the concern is whether the company has complied with all the required laws.

About the dam hydropower firm, we have China, Russia, Korea, Vietnam, and the World Bank investment directly. Most of the hydropower projects in Cambodia own by Chinese companies, and others are in the process studying on the potential objects.

There is a case of one mining company—a joint venture between a domestic company and a Malaysian company. The villagers brought a complaint to the government in Phnom Penh about the company's violation because the company asked them to sign contracts to allow the company to mine on the land, but the contract mentioned that the mining land belongs to the company, not to them. Therefore, it is the issue. Also, the observation of the international NGO cultural preservation, they had conducted observation and submitted the report to the United Nations for the Universal Periodic Review. They found that the companies have expanded their operations in the indigenous people's land without FPIC.

Here is another case; about the dam hydropower project called Lower Sesan II. The project is on the river called the Sesan River, and it connects to the Mekong River. The project was owned by the domestic company, Vietnamese company, Chinese company, and the Word Bank via IFC provided loan for the company. Human rights violation has been found in this project like remedy rights and resettlement issues, right to a participant, access to information, consultation and FPIC, rights to life, and self-determination of indigenous peoples. The citizens who are impacted by the project request to the government to review the quality of the EIA reports of the companies, because the companies conduct EIA prior to the new requirement of EIAs enforced.

Conclusion (Tentative)

My tentative conclusion: FPIC is strongly affirmed by the UN human right system for the protection of indigenous people's rights from the developments. It is a kind of principal of customary international law, jus cogence principle. FPIC is the fundamental principle for claiming the right to self-determination that been practiced and recognized by-law. FPIC has to be incorporated into the Environmental Impact Assessment requirement in the social assessment.

In Cambodia, FPIC has not recognized in the law and practice yet despite Cambodia vote in favors of the Declaration of Rights of Indigenous Peoples and other human rights treaties ratified. Also, the issue of the right to remedy—the effective remedy is not well in practice. The regulation of EIA is not recognized yet on FPIC. Just only the draft Environmental Code includes FPIC, not CSR. In respecting human rights by the company is still a commitment of the company. However, we do not know how much the company commits to respect human rights in Cambodia because there is no written requirement in term of business and human rights. My tentative recommendations: there should be the enforcement of the laws and compliance with human rights obligations in Cambodia. Adoption of FPIC in the social impact assessment is necessary. It can be admitted to the new law or guideline. Establish an independent body or authority to review the EIA report in order to ensure the accountability and transparency of the decision making made by the Department of EIA on the massive project. Also, it needs to engage the officer during the impact assessment in the project. Also, improve the capacity of authority who in charge of EIA. The current officer has more knowledge in the environmental issue rather than social issues. Also, to engage indigenous peoples in the adoption of any policies related to them. Furthermore, the issuance of the land title should be complete so that we can avoid the problem of land occupation. Finally, promote CSR and Business and Human Rights in Cambodia by State and NGO.

質疑応答

(司会) ありがとうございました。時間の関係上、質問を1問のみ受け付けます。

(Q1) 学生さん個人に質問させていただきたいのですけれども、なぜ日本に来たのか、 そういった学生がカンボジアの学生に多いのかということをお伺いしたいです。

(Kimpav) It is an easy question and also a hard question to answer. The easy one is, I would like to expand my experience about legal education in Japan as an example of the civil code in Cambodia that supported by JICA. As I mentioned, the civil code in 2007 almost abolished the land law in 2001. The legal system and the legal concept in Japan had some contribution to the legal study for myself. Another one is the culture of the Japanese people and also the living environment, I refer to both the transportation system, living condition, as well as the season like summer, winter, spring, and autumn.

The difficult question is, I apply for the program which required to fill all applications requirement

and need to pass the selection. It is a big challenge for me.

(司会) これにて質疑応答を終了させていただきます。キンパフさん、ありがとうございました。

続いての発表は「ベトナムの司法制度について」です。慶應義塾大学大学院法務研究科 グローバル法務専攻、ダオ・ミン・チョウさん、よろしくお願いします。

「ベトナムの司法制度について」

Dao Minh Chau (ダオ・ミン・チョウ (慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻))

I am studying Masters at Keio University Law School. Today I would like to give you an introduction to the legal aid system in my country, Vietnam. The reason why I include this topic is that nowadays, the market economy developed for most of the countries in the world. To some extent, it has gotten many advantages for the growing economy for most of the states, especially the developing countries. However, in term of the whole society, there has been a big gap between the rich and the poor. Therefore, there were a lot of unequal conditions for the people to access to the legal. To almost all of the countries, especially developing country, the concept of legal aid is essential, and almost all of the states need to pay more attention. That is the reason for me to choose this topic, especially with developing economies like Vietnam.

Introduction to Legal Aid System in Vietnam

First, I will talk about the history, framework, and the definition of legal aid in Vietnam. About the history of the legal aid system in Vietnam; it started in Vietnam in 1945, with the establishment of the Republic of Vietnam. My country became independent officially. However, the legal aid was subsidized by the state because all of the fees, including the attorney fees, were covered by the government. However, as the market economy developed and the legal career were considered as professional, the concept of legal subsidization by the state became outdated. Therefore, with the reform of the significant policy of Vietnam in 1997, we have established the National Legal Aid Agency and Provincial Legal Aid Centers officially. It can be considered a remarkable point for Vietnam.

The framework for legal aid in Vietnam: there are many laws covering activities of the legal aid system in Vietnam. However, I want to point out the two most important things. First, in 1969, Vietnam joined the International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR). In this covenant, there has been a right to receive legal aid. Therefore, Vietnamese people have the official right to receive legal aid. In 2006, there has been a first official Law on Legal Aid introduced. However, there have been many provisions in the Law on Legal Aid at that time. They do not cover the pro bono activity of the lawyer. Therefore, with the new changing of the economy in 2017, we have a new law on Legal Aid. This law covers all of the legal aid in Vietnam.

Maybe all of you have known something about the legal aid, but what is the official definition for the legal aid? It is the free legal assistance and legal dissemination to the poor people, ethnic minorities, and special groups. I will explain more about this in the next chapter.

The purpose of the law is to raise legal awareness of these people and ensure that all citizens are equal before the law. They want to get equality under the law for all of the people, especially a Socialist country like Vietnam.

The establishment of legal aid organizations aims to implement poverty reduction policy of Vietnam and to ensure social equality.

Operation of Legal Aid Organization in Vietnam

Under the law now, we have two types of legal aid organizations. First is the governmental organization. It means that it was established by the state and governed over the country. The second is the non-governmental organization like a private organization.

Firstly, I would go to a governmental organization. There are two kinds of organizations: the National Legal Aid Agency and Provincial Legal Aid Centers. The state both operates them, but with just one difference. The National Legal Aid Agency is the part established under the provision of the

Minister of Justice, and the Provincial Legal Aid Center is under the Provincial Departments of Justice and Local People's Committees. It means that the state governs all of the work, however, the National Legal Aid Center Agency will cover life support for the Provincial Legal Aid Center; they will train for the people in the Legal Aid Center, and they will do much of the work in National. Provincial Legal Aid Center will support more for the people in the local.

Now, who are the operators of these organizations? First, the legal aid providers: they can be the legal aid officers, they can be the lawyer, and they can be the legal counselors. Legal counsel means that they have the general knowledge of the law, but they have not passed the bar examination, or they are now studying for the bar examination, but they have two years' experience in legal counseling. Moreover, also, they can be the legal aid collaborators.

Who can receive the legal aid? Under the law, the national organization says that there are three types of people: poor people, ethnic minority, and the preferential group. The preferential group includes the children, the older people, the people that give much support for the Vietnamese, or maybe HIV people. They are vulnerable people, and they need more help from the state.

Under the law, it is said that they will cover all fields except trade and commercial. Maybe you ask why not trade and commercial. It is because they want to support their ordinary life because people maybe have not lived in fair condition to accept justice. Trade and commercial in my country are for business, and they do not need to care about that.

There are three forms of legal aids: legal counseling, the participation in legal proceedings, and the representation beyond legal proceedings.

I have said that the state will subsidize all of the fees, however, there are 63 provincial legal aid centers and also the national legal aid agency; there are many costs for the equipment for the operation. The fee is now just about 4 million dollars per year, and it is not enough yet.

The picture shows that in my country, legal counselors teach law for the poor ethnic minority. As for the non-governmental organization, there is the Legal Consulting Centers of Vietnam Lawyers' Association. It has the same work with the governmental organization, but there is only one difference. It is the consulting board, and they are private. They work in the Vietnam Lawyers' Association, but just about in two main cities, Ho Chi Minh City and Hanoi City. They have the Legal Consulting Centers. The lawyers in this Legal Consulting Center are coming from the Lawyers' Association, and they will try their best to support people. When you go to the governmental

organization, they will appoint a lawyer for you, but when you go to the Legal Consulting Center, there is another choice for you based on the request of the client.

Another non-governmental organization is BABSEACLE. It supports many countries in Asia such as Vietnam, Cambodia, Laos, China, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand, and Japan. I cannot cover all, but the BABSEACLE supports almost all of the countries in Asia. BABSEACLE wants to open a legal community for the people studying law. They help the training, the finance, the knowledge for the students in the law faculty, and then these people will use their knowledge to go to the rural area to train the ordinary people, teach how law operates, how they understand about the law, and what they need to know when they meet the situation. BABSEACLE also supports students in the university, and then those university students go out to the rural area and do their work. Three main tasks are done: 1) legal education, 2) legal consultant and 3) Moot Court. Legal education is like they will give the lesson about land law, civil law, and traffic law for the ordinary citizen. Legal Consultant is like, if you have any questions, you can go to this class and ask the students. Moot Court: students will do the moot court and explain to the people how legal proceedings will take place.

I will show you a video about my university.

Video starts

They go to the rural area and do the moot court. There have been 52 moot courts last year. There have been 12 moot courts about illegal pricing, five moot courts about violation of traffic law, five moot courts about thefts/robberies, three moot courts about impartial damage to the people, two moot courts about loss of governmental construction, one is about land use rights, last one is about civil rights in the contract.

They also do citywide lessons about the community. They also do the lesson for the students. It is for the high school students; about the rights and obligation of the people, the school violence, traffic

law, rights in the school, employment safety, the environmental issue, and the legal consultants. These are free. Moreover, they are doing the record for explaining the law. This is about the support from BABSEACLE to the school training for the students. It is one of them, and they are training for doing the moot court. This is the orientation of the legal profession.

Video ends

Also, there are other organizations like the private lawyers, law firms, and legal consulting center. They also want to join in the legal aid because in almost all of the foreign law firms, they are familiar with the pro bono activity, but maybe in my country, not many lawyers are familiar with that kind of concept. Legal Consulting Center is under some unions, like the Trade Union, Labor Union, and Farmers' Union; however, they also have several organizations. Farmer Union focuses on the farmer, and Labor Union focuses on helping the employee.

The shortcomings of legal aid system

In my opinion, there are three or four shortcomings in the legal aid system in Vietnam. First, the funding for legal aid in Vietnam is still limited. Almost all of the countries just for 4 million dollars with 63 provincial legal aid centers are not enough for the operation for the equipment for the people going into these areas. There should be more and more funding.

The center needs many lawyers in Vietnam. In comparison with 90 million people, there are just about 5,300 lawyers. Therefore, there are not enough lawyers to support this activity.

The last thing; not all of them, but some of the practicing lawyers do not want to do the legal aid because that is not a high fee for them. Therefore, not many lawyers can come into the work of legal aid. Thus, the image for the legal aid system in Vietnam is not high, and not many people want to go into the center. Another reason is that the legal aid wants to support preferential groups like children, older people, and many kinds of people, but not all the lawyers have enough skills to talk with these people. I think the training for these lawyers is also essential.

I hope that all of you can give more discussion with me on this situation and I want to hear what you do with the problems in Japan.

質疑応答

- (司会) ありがとうございました。それでは質疑応答に移らせていただきます。
- (Q1) 弁護士の加々美と申します。最後に、スキルがないという話が出ましたけれども、 日本では座学の研修と、実際に先輩弁護士と一緒に法律学を受けないと法律事務所の試験 を受けられません。ベトナムでもこういった制度、研修等を取り入れるという試みは現在 されているのでしょうか。
- (Chau) Firstly, I am just studying master and not studying for the bar examination, so I am not a lawyer. Therefore, I am not sure whether it is right or not.

The second thing I want to say is that in Vietnam, after graduating from the bachelor degree, they go to the two-year, three-year judicial academy to study, and then they pass the exam and they become a lawyer. They study to support their future career, but not really separate training for the legal aid. I am so surprised because in Japan they also have training for legal aid. Maybe it is a good proposal for the future of my country.

However, I want to ask you why the lawyers choose to come to legal aid training when they first become a lawyer? When they are working, they want to do legal aid, so they come to this class? In my country, the lawyers just receive the training from higher people, and not class training.

(Q1) 日本では、司法研修を終えて弁護士になったという段階で、弁護士の世界の中では初めてスタートラインに立ったというくらいの立ち位置なのだと思います。ですので、その後で、例えば刑事事件についての研修を受ける、労働事件についての研修を受ける、外国人事件についての研修を受ける、または法律相談のスキルの研修を受けるというよう

に、それぞれが自分の描きたい方向に対してスキルを磨いていくということになっています。弁護士会としても、相談を受ける人については一定のクオリティを確保しなくてはいけないので、このような研修をして、最低限のスタートラインから少しグレードアップしたところの弁護士を確保しています。元・法テラスの方もいらっしゃるので、どう研修されているのか、より詳しい話が聞けるかもしれません。

(Chau) Thank you.

(司会) 時間の関係上、もう1問のみとさせていただきます。

(原) 最後のスライドに出てくる「法律扶助センターは200である」というのは違って、多分その前のスライドの「法律扶助を行う公務員」と和訳されているlegal aid officersが200人であると言いたいのだと思うのです。私の質問はまさにそこにあって、legal aid officersにはどんなqualificationが必要なのか。もしかするとlegal aid officersと、その下のlegal counselors, legal aid collaboratorsはみんなパラリーガルなのかと思ったのですけれども、この法律扶助のlegal aid providersはベトナムではどんな方たちなのかということに関心があり、お尋ねしたいと思います。

(Chau) Thank you. You are right. The legal aid officers are not the lawyers, but there are some criteria to become legal aid officers. They have to get a bachelor degree in law. In my country, when you graduate from the university in law, you have to study for about two years in the Judicial Academy, and then you have to take an internship at another law firm. However, they are just studying enough knowledge in the Judicial Academy. They have not finished the term in the law firm. They have not passed the examination. However, they just want to come into this work, and they are working as the legal aid officers. They also have the certificate for the legal aid officers to work in this field. In my country, all of these people, they have to get the bachelors' degree in law.

(司会) それでは、これにて質疑応答を終了させていただきます。チョウさん、ありが とうございました。

休憩

(司会) 研究発表を再開させていただきます。続いての発表は「日本における外国人労働者の権利について」です。慶應義塾大学大学院グローバル法務研究科研究専攻のレ・ビック・ガーさん、よろしくお願いします。

「日本における外国人労働者の権利について」

Le Bich Nga (レ・ビック・ガー (慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻)) Migration

Let us begin the presentation with Migration. I believe migration is a very urgent and hard issue right now in Japan, and all over the world. In Japan, it is an increasing problem recently. Why? Back in 2011, Japan had to suffer a devastating earthquake which resulted in massive demand in reconstruction, construction in infrastructure in many prefectures. Secondly, depopulation is a trend right now. In Japan, they have to suffer a declining birth rate.

To sum up, Japan has to suffer a significant lack of workforce in general. Also, we all know the upcoming 2020 Olympics. How are we going to prepare for that?

I think migration could be the answer. In Asia, we are developing the country, and we believe that in Japan, we can have better working experience, and we can have a better life not only for themselves but also for their family. We consider living the Japanese dream instead of the American dream. Maybe migrant worker can be a supplement for the local workforce.

Please take a look at a clip and good news that this is Japanese.

Video playing

This clip is a small part of the discussion from the Japanese National Assembly, which demonstrates the reality for migrant workers. What do they have to suffer? They have a working accident, working injury, but they do not receive any compensation and are forced to go back to their origin country.

To have more fruitful research, I only focused on Aichi prefecture to see the reality with migrant workers. Why Aichi Prefecture? It is a primary port for migrant workers to come to Japan, and in that prefecture, migrant workers are more vulnerable to labor exploitation and human trafficking.

Have you ever wondered how migrant workers come to Japan? I have a graph that demonstrates their journey.

First, the migrant workers get into some Japanese language institutions in their local country. They are there to study very basically Japanese, and they have to pay at least \$6,000-7,000 to the broker. Who is the broker? A broker is a person who can help you find a suitable job in Japan or might help you settle down in Japan in the future. After all the procedure and paperwork, the migrant workers go to Japan as a student or might be a technical trainee.

What happens after they go to Japan? They have to work in 3D working condition, which is "Dangerous, Difficult, and Dirty." I am not saying that everyone has to suffer that, but a majority of people have to face this every day. I believe that no one wants to work in that condition and living in Japan to have faced a lot of legal problems. How can they solve their problem? Why is there a lacking translator who can provide language assistance to them? So, one question—how could they access legal assistance?

To answer this question, I will use international human rights instruments to consider why the recent Japanese policy is sufficient enough to safeguard the rights of migrant workers to access justice or not. To achieve that, I will define some terminology that I am using in my presentation and analyze the international, and then, analyze the issue again and propose a solution.

Definition

First, why is the right to access to justice necessary? Why do we have to talk about that? This picture shows the 17 goals for sustainable development, which the United Nations promotes. Please look at goal 16. One of their targets is "ensure equal access to justice for all." I believe the migrant workers are not an exception here.

What is access to justice? According to the World Bank, this is the ability of every people to seek and obtain a remedy through justice systems. Moreover, who can do that?

Migrant workers, who are they? According to the United Nations, they are who is engaged or has been engaged in a remunerated activity in a State that he or she is not a national. Who is a migrant worker in Japan? As far as I researched, I do not see anywhere that mentions migrant worker, because all of the government documents refer to foreign workers. Are they the same or not? I am not sure, but every non-Japanese nationality worker who came from ASEAN should have the right to seek and obtain a remedy through formal or informal institutions of justice for their justice problems.

International Benchmarks

To tackle this problem, I would look into two international benchmarks, ILO (International Labor Organization) and the United Nations. Each organization has several Conventions. The first one is the ILO Convention 97; the main point that ILO 1 ratifies states is required to provide accurate information on almost every aspect applied to migrant workers. Besides that, Convention 143, they need to be ratified countries to go by equal opportunity and treatment for migrant workers. The last one is the United Nations Convention. According to the Universal Declaration of Human Rights, the right to access to justice was considered as one of the human rights, and everyone including migrant workers should have the full application to human rights law, and in fact, the entire migration process.

Is that true in reality? Is there any gap between legal provision and reality? Migrant workers have to face a lot of daily challenges, such as language barriers, lack of coverage by labor law, or lack of information about rights. In my presentation, I only want to focus on the lack of coverage by labor law.

Issue

What happened in Japanese society and legal provision? First, the International legal benchmark recently, and at the moment, Japan has not ratified any of the conventions that I already mentioned. In Domestic Law, unskilled laborers—I mean, migrant workers are mainly unskilled laborers—receive very weak protection because of the lack of coverage by Labor Laws.

The number of countries that have already ratified the conventions of international legal benchmarks is not much. Is there any problem here? In my opinion, not only Japan, but also a lot of other countries have the right not to ratify. For example, right now, Japanese in migration policy, they only want to open the door for the highly professional labors, such as lawyers, doctors, who can increase or boost the economy and can enrich the Japanese society. They are not sure about unskilled workers that can create a lot of criminal and a lot of bad things for their community. By ratifying these conventions, they can potentially crush their new policies.

Please take a look at current Japanese domestic laws. I have a table to compare what happened in reality. According to employment standards, the typical worker in Japan only have to work 8 hours a day, 40 hours a week, and a maximum of 45 hours a month or maybe 360 hours a year of overtime. However, in reality, some migrant workers have to work more than 100 hours a week under minimum wage. Japanese requires that every worker who has to work overtime, they should receive more allowance than a regular salary, but in reality, they do not. They face the "wage thief," the situation that the migrant workers that are working overtime, but they do not receive anything, or maybe just 500 yen per hour, which is cheaper than ramen, right? In Aichi prefecture, the minimum wage was 871 yen per hour in 2017, but in reality, many migrant workers, especially who come from Vietnam or maybe Chinese, they have to work for just like 400 yen per hour. It is not the case for every migrant worker, but still, there is some in such a situation.

Solution

After analyzing the issue, I would like to propose a solution, but in my opinion, the best outcome only can be achieved when both parties take action to tackle these problems.

The first solution will come from both parties—list the registered agencies. You might remember brokers who cannot protect migrant workers. They receive incentives from both sides. Is that legal? No, it is not. Then, what about to list registered agencies that can legally protect migrant workers? They can help them to have a better life in Japan.

Secondly, maybe we can have an agreement that sets a certain standard for accepting migrant workers, for example, language certificate.

The third one is from hosting country. Ratifying international convention should be the route for a solution, but I believe the best outcome could be changing a lot of the new policies. For example, it is a good sign right now that the prime minister and government are accepting more than 500,000 low skilled laborers in some industrial sectors by 2025. By creating a new five-year visa for non-professional foreign workers may be a good sign for an open door for low skill laborers. For the problems that already happened, increasing action, especially the division of labor, started to come and can have some due diligence in some company unexpectedly to make sure they comply with the labor law correctly.

Lastly, the solution from ASEAN countries. The first one, I believe, is the most important one. We should provide information and knowledge to the migrant workers who go to Japan. What is your right, how to carry out your right, and guide them to exercise their rights? Secondly, train the lawyer or maybe the translator who can help them better and more efficiently. Finally, establish an agency or network or union who can protect the rights of migrant workers who are working in Japan.

After my presentation, I hope that everyone could be able to understand the daily challenges that migrant workers have to face at a certain level. There is much relationship between parties, so helping migrant workers might be the right solution for helping Japan as well.

質疑応答

(司会) ありがとうございました。それでは質疑応答に移らせていただきます。ご質問の ある方は挙手願います。 (原) まずコメントです。ご発表の中のDefinition、あるいは資料の3ページの右上の Definitionの"The right to access justice of migrant worker"が和訳では「外国人労働者の司法への アクセス権」となっていますが、私は「司法のアクセス権」というよりも「正義へのアクセス権」と訳した方がぴったりくるのではないかと思いました。

次に質問です。最後の解決策として、ASEAN諸国から有能な弁護士や通訳のトレーニングがあったらいいのではないかということが出てきたのですけれども、まず、なぜASEAN諸国からなのでしょうか。要するに、いらしている方が母国の弁護士を付けたいという趣旨なのか、それとも日本の司法アクセスが十分でないということがあったら、一応、外国人の方に開かれている司法アクセスの道もあるので、それをご利用いただくことは検討されていないのかなということが気になりました。

- (Nga) As for the first question, for example, I am a migrant worker, and I have to suffer some legal issues in Japan. It is much easier and more comfortable for me to have someone who comes from my country or at least someone who understands my situation, my mindset, like why I am there, and what is the problem right now. Secondly, it is a reality. We believe that everything from Japan is a little more expensive than ASEAN countries, so maybe we think that using Japanese lawyer or translator will be really expensive, really hard to find, and how to communicate with them even though they speak in our mother tongue. It is my opinion. That is why I put that solution in ASEAN countryside.
- (原) 分かりました。ありがとうございます。だとすると、一応、今の日本の実務では、外国人の方への司法アクセスについて、取り残された方がいないように対応できるようにかなり意を砕いていて、例えば外国人の方の権利を守るための弁護士のネットワークもあり、千数百人のメンバーがメーリングリストに入って情報交換などを日々行っていますので、そういうことも情報共有させていただければと思います。
- (Nga) Thank you so much.
- (司会) 時間の関係上、あと1問にさせていただきます。
- (Q2) From the legal aspects, I totally agree that if the Vietnamese or the foreign workers have to work in the 3K working conditions, at least they should have access to something as you write on page 14. On the other hand, when you say "Japan Dream," there is always the gap. Even among the Japanese newcomers for the companies, there is a gap. For example, there is something called the non-tariff barriers when we discuss the trade wars among the various countries. The contract only should be written in Japanese and some foreign people claim that this is barrier. I think it is necessary to distinguish what is real and what is the gap between dream and reality and reality and minimum legal requirement. It is just simple comment.
- (Nga) Thank you so much.
- (司会) これにて質疑応答を終了いたします。ガーさん、ありがとうございました。 続いての発表は、「社会包摂をはかる『架橋型』法の教育の挑戦」です。国立高等専門学校機構大分工業高等専門学校、久保山力也先生、お願いいたします。

「社会包摂をはかる『架橋型』法の教育の挑戦」 久保山 力也(国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校講師)

「架橋型」法の教育

先ほど外国人労働者の方の法的な問題やシステムのお話があったと思いますけれども、 ここでは教育に絞ってお話しさせていただきます。 今、松尾先生と一緒に「架橋型」の法の教育というプロジェクトを推進しています。「架橋型」法教育とは、ざっくり言うと外国人向け法の教育です。なぜ架橋型なのか。それは、 外国人が増えるからです。

わが国では、「Society 5.0」の実現に向けて、「未来投資戦略2018」を策定しています。これは少し前まで、「日本再生計画」と言っていましたが、2年前から「未来投資戦略」に名前が変わって、よかったと思っています。

「未来投資戦略2018」の2番目に、「外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行う」とあります。少し前までのように、育てて帰してあげて、その国の発展に資すということを言っている場合ではないので、呼び込みをするということです。僕は法社会学の専門なのですけれども、よく繁華街などに行くと呼び込みをしています。国は禁止しているはずなのに「呼び込みをやれ」と言ってしまっています。呼び込みをして、就職まで増やせという方針です。

それから、教育について触れているところがあります。日本語教育を提供するとともに、 大学等での教育研究やキャリアパスといった魅力的な仕組みを作れという話です。しかし、 ここで書かれているのは日本語教育だけなのです。日本語教育以外のあり方は何かないの かを考えてみたいと思っています。

技能実習制度(日本)と教育

技能教育実習制度の中でも、テキストを作って教育をしていることが分かっています。 ご覧いただいているのはベトナム語版の入管法令テキストですが、皆さん、これを見て、 「はい、法律」「出入国管理行政とは何か」と勉強するでしょうか。労働関係法令等テキストもあります。労働条件、雇用契約ですが、誰が読むでしょうか。これはきついですね。 一般技能実習生には日本語能力はそもそも不問ということです。先ほどの教育の内容は、 相当レベルが高くないと読めないし、分からないと思います。

雇用許可制(韓国)と教育

ここでいったん日本は置いておいて、韓国に目を向けてみます。韓国はこういう問題に関しては先進国です。2003年に外国人勤労者の雇用等に関する法律を作っていますが、何だかんだ言って失踪者もたくさんいますし、現代版奴隷制度といわれています。実は僕自身も15年ぐらい前に韓国で外国人労働者でした。というのは、留学をしていて、1年間で金を全部使い果たして、働くしかなかったからです。僕は韓国語をそこそこしゃべっていますけれども、制度があっても、司法アクセスがあっても、何か法律問題が起こった時、外国人は絶対勝てないのです。やはりこういう問題というのは心の問題なのです。

韓国は今、法務省が民間に委託して教育教材を作っています。日本語もあるのです。日本人も外国人労働者です。しかし、韓国にはあまりいないと思いますが、日本語バージョンもあり、中身を見ると、日本のものより少しましかなという感じです。ただ韓国も、縦割りではないですが、いろいろな部署が勝手にやっていて、法務省ももちろんやっているのですけれども、最高裁判所や憲法裁判所も勝手にやっています。ですので、全然足並みがそろっておらず、適当にみんながやっているという感じです。

これは共通していることですが、そもそも座学には限界があります。しかも外国人労働者の方、とにかく単純労働者で来られている方には学習意欲はそれほどないと思われますので、そこで、座学で学習しますと言ってもやるだろうかという問題があります。

日本法センターにおける教育

では、来てからではなくて、乗り込んでいってやるというバージョンはどうでしょうか。 名古屋大学が日本法センターをウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアにつくっていますが、これは乗り込んでいってやるタイプです。これで私も2年半弱ウズベキスタンに行って、タシケント法科大学というところで日本法を教えていました。これはプログ ラム自体がそもそも一般労働者向きではなく、高級人材向けです。ただ、韓国などは一般 労働者向けでやっていました。ウズベキスタンや中国など、諸外国にはいろいろな国がや ってきて一生懸命やっているのですけれども、日本はそこまではやっていません。僕たち がやっていたものも、たくさんお金を使っていますが、学生数がすごく少ないので経済的 ではありません。もちろん意味がないわけではないのですけれども、外国人労働者という 意味では、一般労働者向けではないということです。

では、やはり何かやり方を変えないといけないと思って、「三つのちからモデル」をご提案させていただきたいと思います。

そもそも、法を教える、あるいは学ぶとはどういうことなのかと考えたとき、「○○法」「△△法」を教えることも法教育なのでしょうけれども、僕たちが行き着いたのは、もう少し段階を変えて、「解釈のちから」「相談のちから」「提案のちから」という「三つのちから」を育てるということです。労働者の方が法をたくさん知って、知識を付けて、自己解決するということではなく、しかるべき人につながればいいのです。しかし、lawyerが必ずしも正しいわけではないですから、やはり何かの力を付けていかないといけません。それはダイレクトな法知識ではないだろうということで、これを教材化しようということになりました。既に今、日本司法書士会連合会と一緒に作っています。

例えば、「解釈のちから」のデジタル紙芝居はYouTubeにも上げていますが、司法書士会の人が小学校などで実演しています。学生、労働者からすると、法律を作るという立場には立てないので、できた法律をどのように自分が受け入れるかを考える話の方が大事です。ですので、解釈の仕方、法、ルールと自分の距離感をこういう教材を使って考えていただこうという例です。

「相談のちから」の最新作は、明後日、西宮の小学校でやります。問題が出てきて、要するに相談をしましょうということです。相談する相手は長老や戦士、法専門家、コンサルタント、ミュージシャン、お役人、占い師、魔法使いなど、あまり関係ない人が多そうですけれども、何か具体的な解決策を考えようという作品ではなく、専門家を見つけて相談しにいこうというゲームなのです。ロールプレイングゲームなので、実際に司法書士の方などにその役になっていただいて、具体的に学生が相談にいってという、相談の仕方を勉強する話です。ですから、専門家の方がどのように答えるかといったことも全部教材化されていて、専門家の方にはそんなに苦労なく参加していただけます。

「提案のちから」は、何か争っている人たちがいて、そこに提案をしていくような話です。最初は非常に簡単な問題が幾つか出てきます。あまり「法の教育ですよ」と言って、「はい、出入国管理法。○○法、△法」だとつまらないし、やらないでしょう。確かに、これを絶対聞かないと働けない、義務だと言われればやるでしょうけれども、意味がないと思って、僕たちが行き着いたのがこれです。日本人の学生にも使えますし、もちろん外国の学生にも言語を変えて使えます。

それから、完全にゲーム化してしまうパターンもあります。「紛争解決ゲーム」は、いろいろな紛争のカードが100枚あるカードゲームです。これを小学校に持っていったときには、校長先生に、夫婦げんかやストーカーなどは小学生にはまずいからと言われて、4枚だけ抜いて96枚でやったことがありました。学生に作ってもらったので、少し雑な感じですけれども、まず日本人としてスタートします。マス目全部がマイナスで、どこに止まっても何かトラブルがあります。これは、「日本で、日本人とどういう紛争経験がありますか」ということを外国人にヒアリングして、それをマス目にしているのです。途中で、外国人と結婚し、なんと外国人になるのです。そして外国人目線で紛争を経験してゴールするというものです。こういった経験をすることによって、紛争に慣れる。こういうレベルです。

次は韓国の作品です。韓国の法務省が委託した機関が作っているのですが、皆さんご経験があるかもしれませんけれども、交通違反をしたときに切符を切られて、何か書かせられますよね。あの書き方なども教えています。日本の考え方では、違反しないのが当たり前だから、違反した場合の切符の書き方を教えるというのはおかしいわけです。しかし韓

国は、どうせやるのだから、国民サービスのことを考えると、書き方を教えた方がいいというノリです。面白いと思います。

これらは教材のパターンです。ゲームなど、人が「やってもいいかな」と思うような教材を作ってやっていくということです。

日本人への社会科教育

もう一つ、やはり日本人向けの方も考えていかないといけません。先のゲームなども当然使うのですけれども、ダイレクトに外国人の実習制度について中学校で実践した事例もあります。その結論は、善悪や同情などで判断するようなことが多いが、他方で、法・経済・社会学的に考える人も一定いる」というものです。例えば、「外国の方がたくさん働きにきて仕事がなくなるかもしれないよ」と言うと、「もう排除した方がいい」と当然なります。逆に、難民の皆さんの写真や動画を見せて、それから感想を聞くと、「やっぱり助けた方がいいね。日本に働きに来ていただいて」となるわけです。ですから、どのように言うか次第で意見はコロッと変わります。これは中学生であろうが、高校生であろうが、小学生であろうが一緒です。何か誘導して簡単に結論を変えることができる。教育にはそういうところがあるので、怖いと思います。実践は優れているかもしれませんけれども、結局やはり感情というところに帰着するのではないかと思います。こういう問題はどうしても「やばい」と思ったら排除したいし、「かわいそう」と思ったら受け入れたいし、ここに収斂させるような教育はやはりきついです。とはいえ、日本人学生向けの外国人労働者に関する教育がやはり必要だろうとは思います。

また、今、問題となっていますが、外国人労働者の子弟に向けての教育、日本語教育だけではなく社会科教育は当然つくっていかないといけません。これはなかなか難しいです。それから、やはり大切なのは心の教育です。先ほど雰囲気の話もありましたけれども、雰囲気をどのようにつくっていくかということは大切で、いい感じで教材もくだけて面白くやっていかないといけないと思います。

先ほどコートジボワールの話を伺いましたが、私もケニアに5年ほど行ったり来たりして調査をしていました。その際に、売春の調査がありました。調子に乗って売春ゲームを作ってしまって、「不謹慎だ」とすごく怒られたことがあります。それは売春の実態を知っていただこうと思ってゲーム化してみたのですが、やりすぎでした。何でもかんでも全部ゲームでできるわけではないと思います。しかしやり方の問題で、心の問題に収斂して、どうとでも転ぶという教育はやはり怖いと思うのです。ですので、できるだけ色をなくして、紛争の種類を学んだり、先ほどのような形で相談のスキルを磨いたりする。そういう教育は世界中で展開できるだろうと思って、今いろいろなものをつくっています。

結論

今、新しい問題が起こりつつあるので、特徴的なアプローチが必要だろうと思っています。外国人労働者の方といっても、日本人向けと連動していかないとなかなか効果は上げられません。外国人労働者の方がすごくそういう知識に長けてスキルを磨いても、日本人側が範囲を決めていたら何の意味もないのです。ですので、ここは両方合わせてやっていければいいなと思って、今いろいろな実践をしています。

また、法の教育は普遍化できるし、した方がいいと思います。特に外国で日本を教えていると、「これって意味があるのかな」など、学生の方からも言われることがありますし、「日本の法を学んで、どうすればいいですか」といった素朴な疑問はあるのです。一方で、日本で働く、留学するのだったら必要かもしれないなと思いながらも、他方で、そもそも日本に興味を持っていない人もたくさんいるので、何か面白い教材ができたら、やってもらって、これは日本で作っているのかという感じで日本に興味を持ってもらう。それぐらいの感じで考えていた方がいいのかと思っています。

いろいろお話ししましたけれども、結局、雰囲気づくり、心の教育といったものをある

程度面白くやらないとなかなか難しいと経験上、思っています。いろいろとお話を伺えればと思います。

質疑応答

(司会) ありがとうございました。それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(Chau) I want to confirm two things from your presentation. You want legal education for the foreign workers who come to Japan and also for the Japanese to know more about foreign workers. In Japan, there are two types of workers: the blue collar workers and the white collar workers. Do you think that both types of workers need to study about this? I think it is just Japanese version and not really many people understand about that. Can you make the versions for all the language? I do not know if it is the obligation, but I think it is really useful. If the foreign workers coming to Japan have to pass the online course by using this, and they give the certificate to the government, I think it will be easier, and it will be better if there are international versions, not just Japanese version. I just wanted to hear from you; I just want to convey the question whether both blue collar workers and white collar workers will need this.

(Kuboyama) It will be related to the job-related education, so it is better to study. I think it is very useful for both blue collar and white collar, but maybe for Japanese side, if they have to study about law in Japan, they will go away, they will escape. That is why we have to care about this situation by preparing for it. If they have to study, I think it is better to study easier and with satisfaction. If we take some very difficult textbooks or programs for them, it will have no meaning, nobody will study. That is why I showed some materials to study.

(Chau) I want to ask you about the group theory option and the follow-up to the foreign workers. Do they like foreign worker because yesterday I read news on the CNN and they say that Japanese accepts workers from foreign country. However, Japanese people do not want to accept them a lot, and that is also one of the problems for many foreign workers in Japan. I want to ask you about the real feeling of Japanese people to foreign workers.

(Kuboyama) Maybe. Especially the students do not like foreigners because if I say, "Okay, many foreigners come to Japan," then they will lose jobs and chances. Then foreigners will fill up for them of course. The problem is how we can educate them.

(司会) 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

(鈴木) 法務省の鈴木と申します。私は勉強不足で、今回プレゼンテーションでお話しいただいたことがすごく興味深く、初めて聞いたことがたくさんあったのですけれども、私が関わっている法整備支援とまた少し違うことをお話しされていたと思います。例えば、法務省で法整備支援の仕事をしている、弁護士で法整備支援と関わっているといったことは私にとって分かりやすいのですけれども、久保山先生の肩書は国立高等専門学校機構大分工業高等専門学校講師ということで、今のようなゲームを作ったり、例えば小学校に行きますという話もありましたが、どういう背景でそのようなことをされているのか、先生のバックグラウンドをご説明いただければと思います。

(久保山) 私は九州出身で、そこから近かったこともあって韓国に2年ほど留学しました。 帰国したらロースクールができていたので、早稲田と九大と青山学院で計8年ぐらいロースクールに勤務していました。その頃からアフリカに通い始め、アフリカの売春は面白いなと思って、ケニアに東アフリカ最大の売春タウンがあるのですが、そこで延々、売春している女性にヒアリングをしていました。要は、彼女たちがどのような紛争を経験して、それをどのように解決するかということを明らかにしたくて、そういう調査をしていました。その後、2年半弱ぐらい、名古屋大学が立ち上げたウズベキスタンのタシケント法科大学 にある日本法教育センターで日本法を教えるという機会を得ました。そして、法の教育は やはり大切だと思い始めました。

そもそも売春調査をしたとき、すごく語弊があると思いますけれども、僕は、システム的に面白いと思って、それを何かうまく教育できないかと思ったのです。現地で女の子たちといろいろ話をしていると、多分、司法と非司法のさらに外に置かれている状況なのです。だから、もうやっていること自体がアウトなので、どこにも相談できないし、警察に行くとパクられるし、まず、警察署の中に売春宿があるというとんでもない状況です。その状況を、論文に書くなんてつまらないと思っていて、ゲームなどを通じて分かればいいかなと思って、その辺から、十数年前ですけれども、ゲームを作っています。やはりゲームにはすごく物を伝える力があると思っているのです。今も外国人の移住ゲームを作ったり、いろいろな活動をしています。この問題もゲーム化しやすいですし、外国人目線と日本人目線の両方を経験できると学生たちには特に面白いだろうな、ゲームにはすごく力があると思ってやっています。

私自身も、今も大学で社会科教育の科目を持っていますし、実は高校で昔3~4年働いていたり、中学校で働いていたりもしました。いろいろな学校で働きましたので、そういうことが今、生きているのかなと思っています。

(鈴木) ゲームなどいろいろ作って活動されているのは、研究の一環なのですか。

(久保山) そうです。ただ、それはビジネスにしないといけないと思っていて、これはどこでも作れるものですから、ウズベキスタンやケニアなど、そういうところで現地生産をしようかと思ってやっています。ですので、本当に今は起業してやっていこうという感じで、現地に貢献したいと考えています。

(司会) それでは、これにて質疑応答を終了いたします。久保山先生、ありがとうございました。以上をもちまして、第1部研究発表を終了いたします。

(司会) これより、第2部の全体討論を始めさせていただきます。モデレーターとして、 松尾弘先生、よろしくお願いします。

第2部

全体討論

モデレーター:

松尾 弘

(松尾) プレゼンターの皆さん、今日はどうもありがとうございました。大変興味深いお話をいただきまして、質問もたくさんあると思います。せっかくの機会ですので、少し意見交換ができればと思います。

この後、総括コメントを國分先生と前田教官にお願いするのですが、最初に國分先生に 総括コメントを頂いて、その後少しディスカッションをして、最後に前田先生のコメント と戸上先生のご挨拶を頂くという順序で、残りの時間を有効活用したいと思います。それ では、國分先生、お願いします。

コメンテーター:

國分 典子(名古屋大学法学部・大学院法学研究科教授 国際法政教育協力研究センター (CALE) センター長)

今日のテーマは「包摂」ということで、非常にいろいろな多面的ないい現地での試みのお話、あるいはサジェスチョンを頂き、来てよかったと思っております。

前半では、ラオスやカンボジア、コートジボワール、ベトナムのお話がありましたけれども、国際人権法的な観点からどのようにトライしていくかということや、プライベートセクターの展開、法律相談やリーガルクリニック、模擬裁判みたいなことが大学で行われているということのご紹介、あるいはコートジボワールのコールセンター、法律情報のパンフレットという大変有意義な試みなどをお話しいただき、非常に参考になりました。

それとともに、後半では、日本における問題、昨日から今朝にかけて入管法の改正が行われましたけれども、そこに端的に示されている外国人労働者の問題をまさに外国から来ている方からご指摘いただきました。最後は、そういう外国人向けの法学教育の問題、一方でそれを受け入れる側、われわれ日本人の法学教育の問題をお話しいただきました。

前半のお話に関しては、最初に司法と非司法のお話がありました。一方で、今日、個々の国についてお話しいただいたさまざまな試みは、基本的にはその司法のお話にどうアクセスするかということだと私は受け止めたのですが、他方で、非司法の分野にどのようにアプローチしていくのかということが、一面では非常に重要な課題としてあると思います。法律情報のパンフレットなどは、そういう非司法的な部分にも関わるお話なのかもしれませんけれども、そんなことを考えました。

例えば、今、私たちの大学にもカンボジアの留学生などがたくさん来ています。彼らが 問題を解決するときに、人数もそれなりにいるので、彼らのコミュニティみたいなものが しっかりあって、そこですごく解決しようとします。そして手に負えなくなったときに大 学に持ってくるというようなことがあります。そういうコミュニティを見ていると、私は カンボジアの実際の非司法の状況は調査も勉強もしたことはありませんが、やはり彼らな りの一つの共同体の中での解決法みたいなものがしっかりあって、そういうものをどのよ うに機能させていくべきなのか。そこはなかなか外から入りにくいところだと思うのです が、先ほど司法のアクセスというより正義のアクセスなのではないのかという話もありま した。その中での正義みたいなものをどのように全うしていけるのかという話は、法整備 支援でできることかどうか分からないのですが、非常に重要な課題だと思いました。

そんな中で、後半の外国人労働者のお話は、これも日本の政策としては外国人を呼び込みたいという政策転換があって、その中で出てきているお話という側面があります。それ自体を良いと考えるか悪いと考えるかという問題はあるかとは思うのですが、そういう中で、今日最後にしていただいた法学教育のお話の中では、法学教育でも、入ってくる人と向こうにいる人、あるいは一般の人と専門家に対する法学教育という二つの面があるのではないかということがありました。その一般向けの教育の中で、「解釈のちから」「相談のちから」「提案のちから」というお話がありましたけれども、教育というものはある意味、非常に草の根的な面を持つので、そのあたりから教育的なアプローチを何らかの形で一般に人たちに浸透させていくというのが、非司法的な部分に何らかの正義へのアクセスを促していく一つの手段になるかなと思ったりもしています。ただし、先ほどのお話にもありましたように、教育には、植え付けてしまうという怖さもありますので、どのように注意すべきかは非常に難しいところですが、その辺は非常に注意するべき大事な点だろうと思っています。

私たち名古屋大学では、どちらかというと、一般の人たち向けというよりは、法律の専門家になるような人たちを育てることをやっているわけですが、その両面から、一般の人たちへの教育をどう展開していくか。全体的なそういう教育が行き渡ったとしても、一方で司法分野における法の支配の確立はやはり必要なことなのでしょうから、それをやっていくためには、専門家を育てていくという意味での法整備支援はやはり重要なのだろうと思います。最初に出てきた、うまくいかないし、今後どうなっていくのか分からないというようなところはあるのですが、草の根的、あるいは非司法的と言っていいかどうか分かりませんが、そういう側面と、司法的な側面と、両方から時間をかけてやっていくことが必要なのだろうと改めて感じている次第です。

そういう中で、先ほどの教育の怖さのお話もそうなのですけれども、コートジボワール

のお話で、日本だからこそコートジボワールでできることがある、宗主国がやることとは 違うようなことがあるのではないかという重要な視点を頂きました。私たちは、体制移行 国で、私たち名古屋がやっていることもそうですが、多くの場合、アジアで展開していま す。カンボジアやラオス、ベトナムなどを考えてみた場合には、コートジボワールとは違 って、日本が歴史的に関わってしまった、日本軍が入っていってしまった地域という問題 があります。比較的近くの中国や韓国に対しては、結構よく向こうからも言われるし、こ ちらも気に留めるところが多いのですが、少し離れた東南アジア辺りになると、あまりそ の点を配慮しないというようなところもあるのではないかと感じています。

名古屋大学で法整備支援に長く関わってこられた鮎京正訓先生という方がおられます。 鮎京先生はベトナムの専門家なのですが、その方が法整備支援で重要だと言われることの 一つが、今申しましたような日本との関係、過去の歴史との関係です。鮎京先生は、「中立 などというものがあると考えてはいけないよ」ということをおっしゃるのです。つまり、 日本の法整備支援は比較的中立に行われているといわれているのですが、実は中立などと いうことがあり得るのかということを非常に強く言われており、非常にごもっともである と私は感じています。

そういう観点から、われわれがどのように正義にアクセスしていくかという自分自身の問題も含めて、法整備支援で何を展開して、どのようにしていくのかというのは、何とも言いがたい、毎日思い惑うところがあるわけですが、思い惑っていくこと自体も恐らくは必要で、中立ではあり得ないわれわれが常に顧みる姿勢を持つということは少なくとも必要なのではないかと思っています。

今日の皆さんのご報告を聞いて考えたことを述べさせていただきました。私自身、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

(松尾) ありがとうございました。今日のプレゼンの中で、幾つか大きな柱があったと思います。一つは司法、非司法。これは難しい言葉ですね。通常の裁判所等のフォーマル・ジャスティス以外のインフォーマル・ジャスティスをどう考えるか。それによって全体としての司法アクセスを向上していけるかどうか。最初の学生プレゼンであったように、インフォーマル・ジャスティスで扱われているものをできるだけフォーマルの方に持っていくということなのか、それとも、フォーマルはフォーマル、インフォーマルはインフォーマルで充実させていく戦略なのか。ジャスティスとは、紛争解決機関という意味なのか、それとも最終的な正義ということなのか。そのディフィニションについても話題になりました。そことも絡むと思うのですが、これはご意見を後で頂きたいと思います。

もう一つ、外国人労働者の問題をどう捉えるのか。これは日本の問題でもあるし、日本の法整備支援対象国も多く含まれているASEANの国の問題でもあるし、両方の側面から捉える必要があると思います。

そのときに、法教育のための教材や技術を開発することが、今後の法整備支援のメニューに入るのかどうか。これも大きな論点だと思います。もしメニューとして考えるのだとすると、専門家向けの教育教材なのか、それとも一般向けの教育教材なのか。ブルーカラー・ワーカーのためなのか、ホワイトカラー・ワーカーのためなのか、もしくは両方を普遍化するような教材なのか、日本語で作るのか、各国語で作るのかという問題もありました。これは國分先生に言っていただいた第2の問題としても重要かと思います。これについても少しご意見いただきたいと思います。

もう一つは、開発プロセスでいろいろな人の権利保障が問題になります。とりわけ、キンパフさんが挙げてくださったindigenous people(原住民)の方、あるいはマイノリティの方たちの権利、あるいは国家の開発プロジェクトが進む中で土地の使用権を制限されたというときに、その手続きや保障はどうするのか。まさにアクセスとジャスティスという形で権利保障されるのかどうか。さらにそのときに、国家の制度を整えるだけではなく、インフォーマルな制度も大事だし、企業の責任も出てきました。CSRの一環として企業は一体

これをどう考えているのか。合弁企業などが国と一緒になって開発プロジェクトをすると きに、企業側の責任としてどう対応するか。これもやはり大事だと思います。

挙げるときりがなくて、法整備支援の強みは何かという問題もあるし、皆さん、いろいろともう少し質問したかった点もあるかと思います。ご意見・ご質問のある方はどうぞご自由に挙手をしてください。

- (大倉) 先ほどのプレゼンで質問したかったところですが、外国人労働者の権利について報告いただいたガーさんに対してです。私が民間企業に勤めていることもあるのですが、外国の労働者の方が結構多いのが実情です。海外の方が日本で働いている中で、時給が低いとか、労働中にけがが起きるとか、そういったネガティブな情報は伝わっているのですか。もしくは、伝わっているとして、日本で働くのをやめようと思っているような風潮はありますでしょうか。
- (Nga) Before going to Japan, some Vietnamese people know about really bad working condition but others do not. But why now does they still come to Japan? It is because of brokers. The reality is that some illegal brokers, they just disappear for the short term, and then they come back with a different name, and convince the Vietnamese workers, like "I am the legal one, you can trust me". So, the Vietnamese workers continue to go there. They go into a circle of working in bad condition and the circle just goes on again.
- (松尾) 大倉君の質問の趣旨は、うまく情報が伝わっているかどうかということでしたが、そのような疑問を持った背景は何かありますか。
- (大倉) 単純に、勤めていて海外から来る労働者が多いということと、彼らがネットを使ってあれこれ情報を拡散している中で、例えば日本人の責任者などが、彼らがネットでどのような情報を伝えているのかを見ているのでしょうか。そういった社会的な責任もある立場の方も多いと思うのです。
- (松尾) 日本に来ている外国人労働者が、いろいろな手段で伝えているけれども、正しい情報が伝わっていないこともあるのではないかという、情報の正確なコミュニケーションの話ですか。

(大倉) はい。

(Chau) I think many people talk about it. But it is a little different. What we are talking about is a concept of trainee in Vietnam. I think that there are two types of foreign worker coming into Japan; firstly, highly skilled people such as lawyers, and secondly, trainees. We are talking about the trainees who are coming to Japan. They work in the industrial place. I know most of the people coming to Japan from my country, under the concept of trainees, are just 18-20 years old. They just graduated from high school. They do not have enough information or knowledge. They say that they want to go to another country. I think there are many people talking about the condition of working under the concept of trainee in Japan; it is really bad condition, but the money they can receive is much more than the money they can receive in Vietnam. That is the reason why they ignore all the information.

I think one of the issues of information is that there are many illegal brokers in Vietnam. The Vietnamese people just go to the illegal brokers. It is because they are not sure whether they can work well in Japan, not because they believe in Vietnam brokers. It is also another issue. They really ask the international cooperation between Japan and Vietnam on this issue. I think that we should separate the concept of trainee and highly skilled worker.

(松尾) 今、技能実習生は高校を出てすぐに日本に来るということで、情報がたとえあったとしても、十分にそれを理解して自分なりに判断できるかというと、すごく若いので、

給料がベトナムよりも高いからというと、やはり少しバイアスが掛かるかもしれません。 先ほどの久保山さんの報告にあったように、そういう方たちも対象にした法の教育のあり 方、対象者を具体的に意識した上で問題解決するということを考える上で、今の質問のや り取りは、どこにフォーカスすべきかを具体的に考える大事な材料だと思います。ありが とうございました。

他にどうでしょうか。今の問題でも、あるいは先ほどのインフォーマル・ジャスティスの問題でも結構です。

(原) 私は、移民の労働者の方についての発表を伺って、司法アクセスの実務にも関わっていた者として、制度を作っただけでは駄目なのだということを改めてすごく感じました。例えば、外国人の権利を守るための日本の弁護士のネットワークは、私はかなり優れたものができていると思うのです。頑張っている弁護士も相当います。でも、それが求める人にきちんと伝わらなければ意味がありません。

それから、今日出てこなかったキーワードの一つとしては、司法アクセスの関係で、最近、特にいわれるアウトリーチの重要性ということがあります。本当に求めている人にその支援が届く、誰も取り残さないためには、制度を作っただけでは駄目で、支援を用意したら、それを届けないといけないのです。そのためには、実務的にはよく福祉関係者あるいは医療とのコラボレーションなど、いろいろな業際的なコラボレーションが必要だという論点に発展すると思います。そういうホリスティックな観点は、一つあっていいのではないかと思います。

それから、結局ブローカーが元凶だというあの話は、実は先月、私が「アジアプロボノ会議」に参加したとき、同様の議論があったのです。そのときは、プロボノをする弁護士たちがどうやってお困りの人たちを助けるためにネットワークをつくろうかという展開で議論が進んだのですけれども、結局は、元凶であるブローカー、犯罪組織か分かりませんけれども、それがなくならない限り、お困りの方が発生し続ける可能性がずっとあるわけです。その元を絶つためには、法整備支援の関連からも、刑事司法制度のオペレーションが健全に回るということの重要性もすごく感じました。

(松尾) 刑事司法制度というのは、対象国としては、例えばベトナムもという。

(原) どこの国であってもそうではないでしょうか。刑事司法制度がきちんとあって、 それが回るということはすごく大事ではないかと思います。

(松尾) なるほど。今のアウトリーチの話は、social inclusionの一つの局面としても大事な点ですね。ありがとうございました。他にどうでしょう。

(久保山) 松尾先生が先ほどおっしゃった司法・非司法についてお伺いします。司法と非司法に分けられた場合に、そもそもその分け方の問題に関わると思いますけれども、司法でないものは全部非司法に含まれていいのか。それども、先ほど私が申し上げたような形の売春というシステムはすごく入り組んでいて、すごく面白いシステムに成り立っているのですけれども、そもそもイリーガルな話なので、最初から枠外に置かれている気がするのです。それは良くないのだから法整備支援の対象にならないという領域がどこかにありそうな気がしています。村落など地域でやられているような準公的な紛争解決の枠組みが非司法のみが非司法に含まれる。カンボジアやベトナムの例もありましたし、ウズベキスタンにもマハラというシステムがあって、そこで解決しますし、ケニアには長老裁判をやっているところもあります。地域で解決するシステムは世界中どこにいってもあり、それは非司法に含まれていると思います。

けれども、先ほどのブローカーの話もそうです。ブローカーはブローカーでシステムが

成り立っていて、良いサービスを提供しているから皆さんそれに乗っかっている。私は法社会学なので、イリーガルが何だろうが、システムが成り立っていれば、それは完全に否定されるものではないと思っているのですが、法整備支援の立場に立っている方は、何かしら正義のものがあって、それに合法か違法か。そこがはっきり分かれているところかもしれませんけれども、そういう枠組みで捉えてしまうと、非司法で捉えきれていないところが多々あるような気がします。ブローカーの話も、法整備支援の立場では、「だから駄目、ブローカーをなくさないといけない」という話になるのでしょうが、法社会学的な立場で言えば、多分それはそうではありません。それはそれでシステムだから、まずそこのシステムをきちんと研究した方がいい。最初から正義的な話になっていくと、それは駄目なのかなというところで切られてしまう気がするのです。法整備支援のあり方というか立場というか、それはどうなのでしょうか。

(松尾) 今、久保山さんから良い意見が得られたのですが、それを切るというのはやはりリアリティを欠いてしまうので、見方としては、法整備支援も開発法学もそうだけど、プロセスとして捉えているので、やはり同じ基準で別の国のブローカーの存在を評価することはできません。だから、それが直ちに、違法だから支援しません、なくしましょうというやり方はすごく現実性を欠いていると私は個人的には思うのですが、十分実態や背景を調べて、今それに対してどういう態度でわれわれが向かうべきかということは、かなり柔軟に考えないといけません。

これもいろいろな話があります。先ほど私はカンボジアの民主化うんぬんというケースを出しましたけれども、決して「あれはけしからんね」と言っているわけではなく、なぜこういう現象が起こるのか。経済発展する一方で、民主化ということについて、それはそう簡単に両立できないということはもう分かっているので、「ああいうやり方は駄目だから支援しない」という国もあるけれども、それは少し変だなという感じはするのです。これはせっかくなので、今日はいろいろお伺いしたいと思います。

(森永) 法務省の森永です。最初にあったインフォーマル・ジャスティスの話と、今、 久保山さんがおっしゃった話には、共通の問題が大きくあります。要するに、法の世界は どこまであるのかという話なのです。一つは法が直接関わる部分、もう一つは法がある種 の間接的な要素として働く部分があり、それをかなりきちんと意識していないといけない のだろうと私はいつも思っています。

例えば、違法なブローカーが暗躍するのは、暗躍ではなくて保護されてやっているかもしれないのですけれども、当然、法の世界の話ですから、それを科学的に客観的に学問として見るわけにはいかないわけです。政策もありますし、違法な人身売買みたいな状態をそこでシステムができるからといって放っておくのかという話になります。それはもうシステムを全部つぶさないといけないわけです。それがまさに刑事司法だったりするわけで、訴追に訴追を重ねて徹底的につぶしていくという、日本の警察が暴力団に対してやっているようなアプローチが一つあります。

もう一つは、インフォーマル・ジャスティスの部分が、それを国法、ステート・ローがどこまで許容するか、あるいは逆に、どこまでステート・ローに尊重される権利があるか。ここの問題に帰着すると思うのです。私は実は一度ラオスの村落調停の調査に行ったことがあるのですけれども、村落調停委員会には村の名士というか、それなりの方々がかなりの人数おられて、村内でのもめ事、あるいは法律上の本当にリーガルな紛争を解決していくという機能を持っています。ところが、これが国法に違反してしまう場合があるのです。例えば私がぎょっとしたのは、その村落調停ではなかったのですけれども、隣の村の村落調停委員会は3年前に殺人事件の調停をしたことがあるというのです。「いや、それはいいのか」と言ったら、「何か問題ありますか」という反応だったので、一緒に付いてきた地方省の役人が青くなっていました。それはできないのです。村落調停でできるのは、懲役2年ま

での軽罪に限られています。ところが、村落調停の方はそのことを知らないわけなのです。 そして、村落調停で無事解決しているのです。しかも彼らが非常にプライドを持って言ったのは「警察が来る前に決着しました」ということです。別にそれで構わないというのだったら、村落調停のインフォーマル・ジャスティスをできるだけ尊重してあげた方が、それに慣れている人たちのコミュニティですから、いいのですけれども、ただ、では国として、殺人事件が闇から闇に葬られるのを黙認できるのかということになると、やはりそこは限界があるでしょうという話です。

結局インフォーマル・ジャスティスとフォーマル・ジャスティスの法則の第1は、どこでどういうデマケーションをするのかということと、インフォーマル・ジャスティスが機能しなかった場合にフォーマル・ジャスティスに行けるパイプ、チャネルが必ずあるということです。逆もあって、実はフォーマル・ジャスティスがうまく機能しない、あるいはフォーマル・ジャスティスで解決しない方がいいかもしれないという部分がインフォーマル・ジャスティスの方に移行してくるということがあります。ですから、インフォーマル・ジャスティスをフォーマル・ジャスティスの方に移動させよう、あるいはどちらかに近づけようというよりも、お互いどういうデマケーションをして、どういうコンタクトを取っていくかということが一番大事なのではないかということを私は常に思っています。

(松尾) ありがとうございました。今日、学生発表でもあったラオスの村落調停とカンボジアの村落調停はかなり方向性を異にしています。ラオスの方は、かなり国家がオーソライズして法律に基づいてやっていて、準司法みたいな位置付けなのです。カンボジアの方は、法律が届かない世界で、でもそこは何とかしないといけないのでというようになっていたシステムなので、かなり開きがあります。そういう実態も踏まえて、森永さんが指摘されたフォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスのデマケーションをどうやっていくのかという点は、これは事件の性質によっても違うと思います。とにかくフォーマルでというものもあるかもしれないし、インフォーマルの方がうまくいくというものもあるでしょう。そこではデマケーションの話が具体的に出てくるし、そこにフォーカスしてもう少し議論を深めるべきということもあるかもしれません。ただ、それでももしかするといろいろな評価の対立があるかもしれないので、ここはやはり議論が続くのではないかと思うのです。今日は時間の関係でそこまでやれませんが、非常に大事な論点を出していただいてありがとうございました。

もう一つぐらいだけ、今後のトピックとして取り上げる点として何かありますか。

(Kimpav) Actually, I have a few additional information regarding the research of students. There are few a few publishing on the dispute settlement system led by UNDP and others... The study suggested separating the dispute settlement system for the indigenous people from the standard system. However, the ministry in charger confirmed that there is no separation between the indigenous system and the standard system. It is the harmonization of the legal system, that should not treat the people in different ways under a different law. However, the research perspective would like the government to have separate regulation on the dispute settlement. In practice, there is informal and formal dispute settlement in those provinces for indigenous communities. So, the informal is the dispute settles the community itself.

However, as mentioned earlier, they can settle the dispute in the community, but the legal action still exists. Therefore, legal action is unavoidable. I also believe we should promote a kind of Justice Centers, which can to access and provide information about the law. However, the challenge now is the quality and capacity of the officer. Therefore, also it is the concerning of the position and how they can provide advice or settle.

Also, the issue of a lawyer who can provide free legal aids to the poor people is still limited and even difficult to access to the lawyer who offers legal aids to them. Therefore, it requires talent and commitment to provide legal aids.

(松尾) カンボジアではNGOの活動がすごく盛んで、UNDPのサポートの下で、先ほどのJustice Centerもそうですけれども、メディエーション(調停)を実施している。ただ、そこでのメディエーションとフォーマルなシステムがぶつかることがあって、今の土地問題(Land Dispute)の場合には、メディエーションの方で出しているフォーマルの結論がぶつかり合うという問題も一つあります。実は今日、神戸大から来ていただいている学生さんは、ベトナムで国家の建設プロジェクトのために土地使用権を強制買収されたときにどういう形で救済を受けるかという問題提起をしてくれています。せっかく来てくださったので、一言コメントを頂ければと思います。

(ホ) 神戸大学国際協力研究科のホ・アンと申します。先ほどのカンボジアの2001年土地法の話にでも、先住民の伝統的なコミュニティーの解体という話がありましたが、ベトナムにおいても何度も土地法の改正がありました。最近、日本の支援もありまして、民法典に新しい規定が設けられました。その2015年の民法典の中で、物権法という概念が新たにベトナムにおいて認められ、その中でも、地上権という制度が新しく導入されました。しかし、ベトナムの他の法律においては、土地使用権の性格がまだ曖昧にされています。新しく地上権の制度が導入されましたが、一体それは経済開発の優先のために検討されるのか、それとも弱い立場にある人の権利を法的に保護するものとして検討されるのでしょうか。2013年の民事訴訟法の改正においては、判例制度ができ、判例公開が始まりました。最近の地上権に関する公開判例を見ましたところ、半分以上が土地使用権、土地紛争に関わっていました。特に判決事項に関しては、国から土地が強制的に回収された、あるいは補償金額についてさまざまな不服が噴出しております。このように、最近の新しい条項に溝が広がりまして、行政訴訟ということについても、判例ができました。新しい物権制度における弱い立場にある者の権利保護の司法について、特に地上権と土地使用権を一緒に解釈できるのか、そのことをお伺いしたいです。よろしくお願いします。

(松尾) ありがとうございます。これはしっかりお答えしなければいけないのですが、 時間の関係で、私ができることだけ回答したいと思います。

2015年民法で導入された地上権は、土地使用権を前提にして、土地使用権の権能の一部を 他の人に渡すというコンセプトだったと思うのです。ですから、自分は土地使用権を維持 しつつ、その土地の上に建物を建てる権利を他人に譲渡する。さらに、その土地を上空や 地下など、一部区切って譲渡するという使い方をすることによって、自分自身ではその土 地を使用しないけれども、開発のために他の人にその権利を譲渡することができるように したのです。これは土地利用を促進するという趣旨で入れたのだと思います。それは経済 開発優先のための手段ではないかという意見があるのもそのとおりなのです。ただ、トー タルとして、土地を有効利用するという観点からすると、自分が土地を保有しつつも、よ り開発力のある、経済的な利用をうまくできる人に譲渡することによって、国全体として 土地利用を促進することができるのではないかという政策判断に基づいていると思うので す。ですから、いいことずくめなのかというと、これがベトナムの全人民所有の理念に本 当に合致しているのかという問題はあると思うのです。本来、自分で使わないのであれば 土地をお返しして、国の権限で再度分配すべきではないのではないかという観点ももちろ んあると思うのですが、現在の土地使用権は非常に重要な財産権としての価値を持ってい て、担保も設定できるし、相続もできるという形になっているため、そう簡単に取り上げ るわけにはいかないという観点もあるわけです。そういう財産権としてのものと、国全体 としての利用の促進など、複数の観点から評価しなければいけない問題だと思います。

短い時間で十分に扱えていないかもしれませんけれども、大事な問題を提起していただきました。問題を共有して、今後こういう会議の機会に議論したいです。実は去年もここで議論したことを今回の題材にして議論を続けているという面もあります。司法アクセスの問題もそうです。ですので、できれば来年取り上げる機会があればと思います。

それでは、全体討論はここで閉じさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

(司会) 皆さま、ご参加ありがとうございました。

それでは、法務省法務総合研究所国際協力部、前田澄子教官より、本シンポジウムの総括をしていただきます。

総括コメント

前田 澄子(法務省法務総合研究所国際協力部教官、検事)

皆さま、本日は長時間にわたり、素晴らしい発表と議論を頂きまして、どうもありがと うございました。

私は国際協力部の教官として、普段、東南アジア諸国に対する法整備支援に関する業務に携わっております。中心として扱っているのは立法支援や人材育成の支援等です。本日のテーマである司法アクセスという点については、発表等を聞かせていただいて、実際に困っている個人の権利を現実的に実現し、保障していくという点において非常に重要であり、ラオスやカンボジアなどの例についてもご紹介いただきましたけれども、今後業務に当たる上でも意識しておく必要があるということを改めて感じました。また、技能実習生や外国人労働者の司法アクセスについての問題提起等を頂いたことも大変印象的でした。

法教育の技術という点については、これは私の経験で恐縮ですけれども、私は国際協力部でラオスを担当しており、ラオスにおいては、プロジェクトで作成した成果物(執務参考資料等)の普及活動を行っています。具体的に私が経験したのは、例えば刑事訴訟法に関する執務参考資料について、ラオスの地方の田舎に行って法曹関係者や警察官を集めて内容を解説するようなセミナーを行うというものです。他にもさまざまな法制度の普及活動やセミナーを実施しています。具体的にどういったことをやるのかということを研修の中で議論することもあるのですが、なかなか面白いアイデアが出ないこともあります。本日、久保山先生の発表の中で、デジタル紙芝居やゲームの作成など、さまざまな面白い試みをされているということを知り、こういった活動においてもさまざまな工夫の余地があることを学ばせていただきました。本日は、私としても大変勉強させていただきまして、ありがとうございました。

さらにこのシンポジウム全体についてですけれども、学生の方や留学生の方を中心に、レベルの高い議論が行われていることが大変印象的でした。冒頭に松尾先生からもご紹介がありましたとおり、このシンポジウムが始まって10年、また6月のキックオフセミナー、8月の名古屋大学でのセミナー、12月のこのシンポジウムという連携企画の形での実施になってからは3年目となります。この12月のシンポジウムはテーマを絞って深い議論を行っていくという点で大変有意義なものであると感じましたので、今後もぜひ共催機関として協力させていただければと思っております。雑ぱくな感想ではございますが、私のコメントに代えさせていただきます。

最後に1点、ご案内をさせていただきたいと思います。法務省法務総合研究所では、来年2月1日に第20回法整備支援連絡会を行います。チラシを置いていますので、ぜひご覧になっていただければと思います。今年はSDGsと法整備支援をテーマとして、SDGsの枠組みの中に法整備支援がどのように位置づけられるのかを考察するとともに、今後の日本の法整備支援のあり方について議論するということがテーマとなっております。ぜひご興味のある方はご参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) ありがとうございました。

最後に、国際民商事法センター事務局、戸上浩一次長より閉会挨拶を頂きます。

閉会挨拶

戸上 浩一(国際民商事法センター事務局次長)

本日は非常に有意義な内容のお話を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。私ども国際民商事法センターは、22年前に、法整備支援を推進する為に、法務省、JICAを民間の立場からサポートしていく目的で設立されたセンターです。そういった関係で、今回のこのシンポジウムにも最初から協賛という形で協力させていただいております。

私ども財団は法整備支援において様々な形で事業を行っていますが、私は法学部出身でもございませんし、大学卒業後は総合商社に入社して建設機械やメディアの営業部門に所属しておりましたので、一度も法律のプロとしての仕事の経験がなく、今日は一体何の話をしようかと悩んでいたのですが、先ほどベトナムの土地使用権の話題が提供されました。私は商社の内部監査部で事業会社の監査班としてベトナムに5年前に参りまして、まさにそのときに土地の使用権が一つの大きなイシューであったので、その話をさせていただければと思います。

工業団地という言葉を聞かれたことがあるかもしれませんが、一つの土地を商社の事業 会社が造成整備して、区分割してテナント(主に製造業)に貸し与えるというビジネスモ デルです。土地は所有権ではなく使用権という形でしか認められていないので、農民の方 など個人の方が細切れで持っている土地の使用権を、その事業会社が国の認可の下に集約 して、要は総合開発みたいな形で取りまとめ、電気や水道などインフラを全て整えて区分 割にして、使用権を再譲渡してテナントに入ってもらうというものです。インドネシアで もやっていますし、ベトナムでもやっているのですが、これを20年前にやったというのは、 今から思えばすごいことだったと思います。当時、先ほどのような地上権がどうなるかと いう話は誰も考えていなかったのかもしれませんが、当時存在した法律を、ベトナムの関 係者、そしてわれわれ日本側の人間が、法解釈も含めていろいろ検討・研究して、そのよ うな使用権の利用形態は認められるであろうということで始めたビジネスだと思うのです。 こういったことからも、やはり法律がいかに大事か、もしこの土台が崩れ去ってしまえ ばこのビジネスモデルは成り立たなかったわけです。法律を整備していくことが、われわ れ日本とベトナムの互いの国益につながるわけです。そういう意味で、法整備支援は20年以 上前からスタートしていますけれども、日本として今後も進めていくべきことだと考えま す。今日来られている学生の方は、そういった関心をお持ちで集まられたと思います。法 整備支援への関わり方にはいろいろあると思うのです。例えば法務省に入る、HCAに入る、 また二十数年間この法整備支援に関わりベトナムをはじめとした国々へ貢献されてこられ た松尾先生のように学者となる、色々な道はあると思います。ぜひともそういった仕事に 携われるような方向で今後のキャリアを考えていただければと思います。そういうことを 祈って、私の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) 以上をもちまして、連携企画「アジアのための国際協力in法分野2018」法支援シンポジウムを閉会いたします。皆さま、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL: (03)3505-0525 FAX: (03)3505-0833 E-mail: icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当:青木